

図書頭森林太郎（鷗外）に関する基礎的研究

—宮内公文書館所蔵資料を中心として—

沼倉延幸

はじめに

森鷗外（一八六二—一九二二）が「文豪」と称されて久しい。また、鷗外が陸軍の軍医であり、明治四十年（一九〇七）十一月十三日にその極官である陸軍軍医総監及び陸軍省医務局長に任ぜられたことも、比較的よく知られている。一方、鷗外が大正六年（一九一七）十二月二十五日に宮内省の帝室博物館総長兼図書頭に任ぜられ、在任中に死去したことについての認知度は、知名度に比して多少下回るものと察せられる。

周知のように、鷗外作品には『鷗外全集』等によって容易に接することができる^①。また、鷗外については文京区立森鷗外記念館等の施設があり、研究・参考文献も膨大な量にのぼり、鷗外の親族や帝室博物館総長兼図書頭在任中の部下等の回顧もある^④。しかし、宮内庁宮内公文書館には、鷗外の在任中に関する公文書類が伝わるが、先学の研究では若干の使用に留まる^⑤。

ここで帝室博物館総長兼図書頭に任命された日の鷗外に目を向けると、彼は自らの漢詩の師である桂湖村に宛てた書翰に、「已脱朝衣賦遂初、枕前何

料落除書、石渠天祿優閒地、好為君王辟蠹魚」と就任の想いを詠った漢詩を認め、これを使者に届けさせた^⑥。すなわち、既に引退した身に凶らずも大任の辞令を受けた感慨を表しつつ、図書寮を漢代の石渠閣と天祿閣に準え、「好為君王辟蠹魚」と結んで皇室のために「蠹魚」を取り去ろうと、図書頭の職務を謙遜に表現しており、鷗外は、これを一部改めて『大正詩文』大正七年二月号に寄せた^⑧。また、鷗外は、永井荷風に宛てた同七年一月二十三日付書翰の中で、「当方又々官吏と相成、今回は一時全く筆硯絶の覚悟に御座候、帝国文学に出すものは歴史物残藁に御座候^⑨」と、文筆休業宣言の如き覚悟を述べた。こうした並々ならぬ決意のもとに帝室博物館総長兼図書頭として遂行した鷗外の職務を検証するにあたり、宮内公文書館が所蔵する図書寮関係の公文書等には、未開拓のものが少なくない^⑩。

小稿では、本誌の余白を借りて宮内公文書館所蔵資料の中から鷗外に関する資料について図書頭在任中のものを中心に紹介する。併せて帝室博物館総長としての職務に関する資料にも一部触れるが、これらは優に一書を成すテーマであり、網羅的な紹介及び考察は他日を期すことになろう。

以下、森鷗外の図書頭としての公務を中心に掲うため、原則として鷗外で

はなく本名の「森林太郎」乃至「森」と称して叙述する。

一 森林太郎のドイツ国留学前後の拝謁

森林太郎は、明治十七年から二十一年までドイツ国に留学して衛生学を修めると共に、この体験を代表作「舞姫」等の作品に活かしている⁽¹²⁾。森は、出国に先立ち、明治十七年七月二十八日に明治天皇に拝謁し、賢所に参拝した。森にとって最初の単独拝謁であり、自ら「自紀材料」に「聖上に拝謁し、賢所に参拝す」と記した⁽¹³⁾。この拝謁は『明治天皇紀』にも立項されている⁽¹⁴⁾。

ここで、式部職「拝謁参拝録」の明治十七年七月二十三日に起案された宮内大輔吉井友実の決裁文書により、森の拝謁が決定した文書を紹介すると、⁽¹⁵⁾
二等軍医森林太郎儀、今般独逸国へ留学被仰付候二付、来ル廿八日午前十時拝謁等被仰付候旨去ル廿一日付ヲ以及御答候処、右者同日午前八時拝謁并二賢所参拝被仰付候旨更ニ被仰出候間、本人へ御通達有之度、此段申入候也、

宮内卿

陸軍卿

とあり、宮内卿伊藤博文から陸軍卿西郷従道に通知された。この「拝謁参拝録」には、これに先立って行われた陸軍卿から宮内卿への本件の照会、宮内卿からの回答も収められている。

一方、留学から帰朝した際にも、明治二十一年九月二十七日に拝謁があった。森自身は、「聖上に拝謁す」と記すのみであるが、このときは森単独ではなく、海外からの帰朝者として陸軍軍医監石黒忠憲等と共に拝謁した⁽¹⁷⁾。森

の帰朝後の拝謁に関して、侍従長徳大寺実則の日記には、⁽¹⁸⁾

廿七日木曜参朝、今度海外帰朝之輩陸軍々医監石黒忠憲已下拝謁被仰付、と略記されている。なお、いずれの拝謁も、当日の詳細は未詳である。

これ以降、明治期から大正初年の森の「自紀材料」を含む日記には、拝謁や陪食等、皇室や宮内省との関わりを示す記載が散見される。宮内公文書館の関係資料との照合を要するが、小稿では省略に従う。

二 臨時宮内省御用掛就任と勤務

森林太郎は、大正二年二月五日に臨時宮内省御用掛に就任しており、その内命を書翰に「宮中清潔法ノ監視ノ如キ職務」と書き留め⁽¹⁹⁾、弟の森潤三郎もその職務の概要を著作に記している⁽²⁰⁾。この人事については、「進退録」に係文書が収められており、関連して森の推挙により陸軍二等軍医正稲葉良太郎が臨時宮中衛生事務の囑託となった人事も「進退録」に見られる。

森の「大正二年日記」には、臨時宮内省御用掛の就任経緯の他、宮中や御用邸を含む宮内省関連施設等の視察や衛生管理上の意見書提出等の勤務ぶりを示す記載が散見される。以下に、大正二年の就任当初に絞って若干の事例に触れておく⁽²³⁾。森が就任した二月五日の「侍従日記」⁽²⁴⁾には、森の人事に関する記載はないが、大正天皇が昼食後に「宮城御内儀御間内御模様替二付御覧アリタリ」とある。この模様替と森が着手する宮中の衛生に関する職務との関係は未詳ながら、森は二十一日に「午後一時宮内省にゆき、御座所等を拝見」し、三月七日には「午後宮中を巡視」の際に「片山東熊と宮中設備を議定して次官に告ぐ」等を日記に記す。その後、三月三十一日に森の職務につ

いて調査課長名で省内への照会があり、侍従長宛ての文書を左に掲げる。

官房調査甲第一四八号

宮中ノ衛生ニ関シ臨時宮内省御用掛森陸軍々医総監ヨリ建議ノ次第モ有之、宮城建物内外一般ノ清潔方法調査中ニ有之候処、御主管ノ範圍ニ於テ洒掃ノ方法及執行者並巡視監督ノ方法及職員等其ノ他必要之事項御考慮ノ上意見御回報相煩度、此段及照会候也、

大正二年三月三十一日

大臣官房調査課長栗原広太

侍従長公爵鷹司熙通殿

この照会に対し、宮内省内で如何なる意見等が纏められたか、さらには臨時宮内省御用掛としての衛生その他の働きや成果について、宮内公文書館所蔵資料の中に具体的な情報を集積した文書は管見に入っていない。⁽²⁶⁾

なお、臨時宮内省御用掛在任中の森が勅語や令旨等の作成に関与し、大正天皇とは詩歌での関わりがあったことも知られるが、公文書類で具体的なことの確認には至っていない。⁽²⁷⁾ ちなみに、大正天皇の即位礼に際して森は「盛儀私記」⁽²⁸⁾を執筆し、手許に「御大礼恩賜銀杯」や「大饗招状」⁽²⁹⁾が残された。

三 森林太郎の図書頭就任とその職務

(一) 帝室博物館総長兼図書頭就任

森林太郎は、大正六年十二月二十五日に帝室博物館総長兼図書頭に任命された。⁽³⁰⁾ 当日の森の「大正六年日記」には、森が宮内省で辞令を受け、挨拶回

りを行ったことが記されている。また、翌二十六日には東京帝室博物館と図書寮に相次いで出勤した。森は、以後、月水金曜日に帝室博物館に、火木土曜日に図書寮に出勤することを原則としたが、この時期の森の日記の記載は極めて簡略であり、具体的な職務や会談等の内容が記されていることは稀と言える。参考までに当時の編修課の「日誌」⁽³¹⁾により、森の図書頭就任に関わる記載を見ておこう。まず、十二月二十五日条には、

一、山口寮頭免官ニ付、寮員ヲ上局ニ集メ、右ノ挨拶ヲ為セリ、

と前任者の山口鋭之助の退任が記され、二十六日条から抽出すると、

一、寮頭已下出頭、

一、新寮頭就任ノ挨拶アリ、

と見える。二十八日条には、

一、午后一時一同上局ニ参集、寮頭ヨリ挨拶アリ、了テ各課ヲ廻ル、全

二時退寮、

とあり、森の動きを確認することができる。

(二) 図書頭の職務の概要―大正十年を事例として―

まず、森林太郎の図書頭在任中における図書寮の職掌について簡略に整理しておく必要がある。⁽³²⁾ 森が図書頭に就任した時点での「宮内省官制」⁽³³⁾及び大正十年に改正された「宮内省官制」⁽³⁴⁾の規程がある。こうした官制に基づき、図書寮が掌る事務について課・掛ごとに担った事務を定めたものが「図書寮事務分掌規程」⁽³⁵⁾であり、森の図書頭在任中の規程を一覧にしたものが表1である。これらの事務の管理責任者が図書頭であり、この時期の森の所管事項

と捉えられる。現在、図書寮の文書が網羅的に残っている訳ではないが、森が決裁または立案した案件の概要を整理することで、図書頭森林太郎の職務内容の解明に向けて一歩を進めてみたい。

従来の研究では、『鷗外全集』に収められた森の日記「委蛇録」と書翰を中心に、その在任中の『官報』や新聞報道、関係者の日記や回顧等が用いられて、森の動向が追究されてきた。これに対して小稿では、森が図書頭として決裁または立案した案件と日記等の資料とを照合・通覧する形で森の勤務状況を整理し、表2を作成したので参照されたい。森が在任した四年半に携わった案件全体について、宮内公文書館等が所蔵する当時の公文書類を網羅的に検証することが望ましいが、表2では単年の事例として試みに森が晩年に職務を全うした大正十年を採り上げる。ここで図書頭の決裁・立案関係文書として検討の対象とした文書は、表2の凡例に挙げた通りである。⁽³⁶⁾

表2の範囲では、森の決裁または立案は、夏季を除き、長い日数に互る空白は見られない。森が決裁または立案のために押印した文書（森は就任当初を除き、殆ど花押⁽³⁷⁾を用いた）と「委蛇録」とを照合すると、森が図書寮に出勤していない日には押印がない場合が多い傾向にあるが、必ずしも出勤と押印の関係が一致していない。また、「図書録」や「公文録」に収められた古文書等の図書と公文書類の受入れや貸借に関する文書の決裁が、宮内官たる図書頭の日常的な職務の中でも中核の一つであったことが明らかであり、とりわけ天皇皇族実録の編修や六国史の校訂事業に伴う資料の借入れに関する事務量が増加している。これらは、当時の図書寮と外部との資料の貸借関係等、異なる視角での分析も可能であろう。一方、いわゆる宮中某重大事件のような事案に森が如何様に関わったのかを明示する公文書類は管見にない。

(三) 皇統譜の登録

図書頭の職掌の一つに皇統譜の登録があり、森林太郎も毎年数件の登録を行った。森の在任中、皇統譜登録の事由は、皇族の誕生・結婚・薨去の他、皇太子裕仁親王の成年式や摂政就任があった。森が最初に登録した案件は、大正七年に行われた伏見宮恭子女王の帰嫁の件である。

一例として、大正天皇の「皇統譜」に森が自筆で登録した箇所を採り上げると、大正八年六月十九日登録の皇太子の成年式、同十一年四月八日登録の摂政設置と皇太子の摂政就任の各件がある。このうち皇太子の両件について森が自ら記入した「皇統譜」（正本）の本文及び登録の記録は、【図版A】に掲げたので、これを参照されたい。関連して成年式の登録に関する決裁文書（図書頭立案、宮内大臣決裁）の本文を引用すると、⁽³⁸⁾

皇太子殿下成年式ヲ被為行タルニ付皇統譜ニ登録ノ件

大正八年五月七日皇太子裕仁親王殿下ノ成年式ヲ被為行タルニ付、左案ヲ以テ皇統譜ニ登録可相成哉、

登録事項案

大正八年五月七日成年式

大正八年五月七日成年式ノ事項ハ、宮内大臣ノ面前ニ於テ之ヲ登録ス、

大正八年「六」月「拾九」日 図書頭医学博士文学博士森林太郎

と記されており、決裁欄の欄外に、

（欄外頭書、朱書）
「登録済」

（森林太郎花押）
「（花押）」

副本登録済

とある〔図版B〕参照。こうした登録事項の立案・決裁時点では、登録事項の年月日のうち月や日が空欄のまま決裁が行われ、登録当日に図書頭の職責で登録事項の月日が書き込まれる通例であり、右の引用文書も六月五日の立案、六日の決裁時点で空欄であった登録年月日の月日に、森が「六」と「拾九」と記入した。これを経て、決裁文書の欄外の「登録済」及び「副本登録済」に森が図書頭として花押を記入したものと考えられる。

(四) 編纂業務

まず、「御歴代ノ代数及御年紀等二関スル取調書」について若干触れておきたい。これは、森林太郎が図書頭に就任した時点での図書寮の課題業務の一つであった。図書寮「重要雑録」のうち、「御歴代ノ代数及御年紀等二関スル取調書大臣へ提出ノ件」は立案・決裁が共に大正七年一月十五日であり、決裁欄に森が「林太郎」と刻された印章を押している。⁽⁴⁰⁾左に、その本文を用する。

御歴代ノ代数及御年紀等二関スル取調書提出ノ件

一 昨大正五年十二月五日皇統譜料調査委員会設置ノ儀上申致置候処、今二御発令無之、且皇統譜令ノ審議モ既ニ結了ノ趣ニ有之候ニ付テハ、此際委員会設置ノ儀詮議相成候様致度、将又今回明治初年以来御歴代ノ代数及御年紀等二関シ公文上ニ於テ論議セラレタル調査ノ沿革別冊ノ通取調候間、委員会ニ於ケル審議ノ資料トシテ御参照相成度、此段上申候也、
大正七年一月十五日 一月十七日發送

図書頭

宮内大臣

(欄外頭書、朱書)
「寮頭」

(抹消)
「事務官」持参、

森の「委蛇録」大正七年一月十五日条には「参寮」とあるのみであるが、十七日条には「訪石原次官於宮内省。(○中略)午後再訪石原。呈五味均平所著歴世異議沿革一卷附録三卷」と、森が宮内次官石原健三を経て宮内大臣波多野敬直に提出したと見られる。これは、右掲の「重要雑録」に記された「御歴代ノ代数及御年紀等二関シ公文上ニ於テ論議セラレタル調査ノ沿革別冊」を「一月十七日發送」したとの文言にも関連づけられる。

宮内公文書館には、「御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革」と題する文書が二三冊所蔵されている。⁽⁴¹⁾個々の書誌等は割愛するが、このうち「御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革 定稿本 附同資料一」⁽⁴²⁾の巻頭には、森の序文がある。

本書ハ明治初年以来御歴代ノ代数年紀及院号ノ問題ニ関シ政府及宮内省ニ於テ取調へ、又ハ實際取扱ヒタル事蹟ヲ類聚編次シタルモノニシテ、
大正六年中図書寮ノ草スル所ニ係ル、今印刷ニ附シ以テ検閲ニ便ス、
大正八年一月二十八日

図書頭医学博士文学博士森林太郎

この序文に続いて内題「御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革」と記載された頁には「五味」と刻された印章が押されており、タイプ印刷された本文の後、巻末には「大正七年一月十五日 宮内事務官五味均平草」と墨書されている。この「定稿本」は、三冊本として伝来しており、⁽⁴³⁾翌八年に「印刷ニ附シテ以テ検閲ニ便ス」ため、森が序文を入れたと察せられる。⁽⁴⁴⁾

次に、宮内省における六国史の校訂事業を採り上げる。これは、図書頭監督のもと、第一次事業が明治四十五年から六国史校訂材料取調掛により、第二次事業が大正八年から六国史校訂準備委員会により、それぞれ三年計画で実施された。この事業は、校訂の判定根拠や経過を知ることができ、諸成果に古代史研究上の意義があるとされ、森林太郎の第二次事業関与も含めて先学の研究があり、⁽⁴⁵⁾小稿では極力重複を避ける。事業の成果としては、校合した諸本相互間の文字の異同を抽出した「校訂六国史考異」、その異同について善悪を判断した「校訂六国史考文」があり、⁽⁴⁶⁾予定された「定本」は森の死去や事業期間の不足により未完に終わった。第一次・第二次事業関係の公文書類として、上述の先行研究で使用された「六国史校訂準備委員会関係雑書類」が宮内庁書陵部図書寮文庫にあり、⁽⁴⁷⁾宮内公文書館には後年の事務的文書で小稿との関わりが薄い「天皇実録・六国史関係書類」がある。⁽⁴⁸⁾ちなみに、第二次事業の原稿は、すべて森の検閲を経て編修会議にかけられたという。⁽⁴⁹⁾

また、森は図書頭として宮内大臣波多野敬直に対し、六国史校訂の第二次事業の準備にあたる「六国史ノ考異」の作成を開始したい旨の上申書（六国史考異作成ノ件図書寮ニ於テ管掌ノ件（指令二四一号）。「図書頭印」の押印あり⁽⁵⁰⁾）及び「別紙」にあたる「六国史校訂準備経費」と「六国史校訂準備職員」を、大正七年十二月十二日付で提出した。これは「重要雑録」に編綴され、この上申書の前にある文書は、宮内大臣から図書頭に対する本件の指令に関する決裁文書（同年十二月二十七日総務課長近藤久敬立案、宮内大臣決裁）及び「備考」と題する付属文書であり、指令は次の通りである（宮内大臣印が押された指令文書は、「六国史校訂準備委員会関係雑書類」のうち「六国史校訂準備書類」大正七〜十一年に編綴されている）。

指令第二四一号

図書頭

本月十二日附図機第二一号上申六国史考異作成ノ件、其ノ寮ニ於テ之ヲ管掌スヘシ、

但シ、大正八年度ヨリ三年間ニ完成スヘシ、

大正七年十二月二十八日「執行済」⁽⁵¹⁾

宮内大臣

ところで、「重要雑録」には、右記の「別紙」に後続して「六国史考異卷之一」と題する原稿見本（図書寮原稿用紙二枚、【図版C】参照）と第一次事業開始時の文書（写）等が綴じられている。この「考異」の原稿見本は、欄外に「参照」と朱書され、「日本書紀卷第一」のうち「神代上」が記載されており、上申書と共に提出されたものと察せられ、これは図書寮庶務課長五味均平の自筆と見られる楷書体である。参考までに冒頭部分のみを示す（読点は原文のまま）。

日本書紀卷第一

神代上

〔一丁〕 日本書紀三島本作三日本紀一、如三統日本紀、日本後紀、日本紀畧一、並無三書ノ字一、一峰本元曆本万葉集、紀作レ記 卷第一

三字、三三島本、丹鶴本、楓 行三 未割北野本、山本、熱田本割作レ割 渾沌尾張本、渾沌作レ混（○下略）

右記のうち、「三島本」等の校合本については新訂増補国史大系本の凡例を参照されたい。言わずもがなであるが、この原稿見本と国史大系本の校訂内容には異同がある。「六国史校訂準備委員会関係雑書類」にも同じ体裁と筆跡の原稿見本が編綴されているが、両者には一部異同がある。「五丁」の「左二行」を例に比較すると「重要雑録」の原稿には「天之浮橋」、「六国史

校訂準備委員会関係雑書類」の原稿には「天上浮橋」とあり、国史大系本に「天浮橋」^{アマノウキハシ}とあるように「六国史校訂準備委員会関係雑書類」の方が誤写と見られる。前者が大臣決裁用の提出原稿で後者が図書頭決裁時の案文の関係にあり、その提出過程で誤写等が修正されたのであろう。

なお、「天皇皇族実録」の編修については、復刻本等に譲る。⁽⁵³⁾

(五) 「帝諡考」の『鷗外全集』採録

図書頭森林太郎が編纂した「帝諡考」と「元号考」及びその編纂過程を具体的に示す文書は、管見の限り宮内公文書館の所蔵資料には見出せない。⁽⁵⁴⁾小稿では「帝諡考」のうち、森の歿後に「帝諡考」を『鷗外全集』に採録する件の「鷗外全集へ帝諡考採録方許可ノ件」を紹介しよう。⁽⁵⁵⁾これは、大正十二年二月八日に図書寮庶務課長五味均平が立案し、同日に図書頭杉栄三郎が決裁した一件で、翌日付で図書頭から宮内大臣牧野伸顕に報告するための文書である。

別紙写之通与謝野寛ヨリ願出有之候ニ付、取調候処、帝諡考ハ当寮ニ於テ編修ノ参考上必要ヲ認め、著者ノ同意ヲ得テ「^(抹消)百部限り」印刷仕候モ、全ク故森林太郎箇人ノ研究ニ係リ、「^(抹消)別ニ秘密事項ヲ含マス」学問上有益ナル資料ニ属スルヲ以テ、願ノ通許可仕候ニ付、此段御報告申候、これには、同日付で庶務課長が立案し、図書頭が決裁した採録許可のための「伺」が、次のように付されている。

伺

当寮印刷ニ係ル帝諡考採録致度旨、別紙ノ通願出有之候ニ付、左案ヲ以

テ許可相成可然哉相伺候、

許可案

願出之趣許可ス、

大正十二年二月九日

図書頭

ここに記された「別紙」は、『鷗外全集』の編纂者総代である与謝野寛(鉄幹)が記した願書であり、左に掲げる。

御願

今般故森林太郎ノ遺稿全部ヲ鷗外全集ト題シ出版致シ候ニツイテハ、貴寮ニ於テ御印行ノ帝諡^(マツ)攷ヲモ故人ノ遺志及遺族ノ希望ニヨリ採録仕リタク候間、御許可被成下度、此段奉願上候也、

鷗外全集編纂者総代

大正十二年二月八日

与謝野寛(印)

図書頭杉栄三郎殿

これらの一件文書を見ると、まず、与謝野の願書の日付当日に図書寮で立案・決裁が行われ、翌日に宮内大臣に報告され、速やかに採録許可が下りた。さらに注目すべき点は、森に直下で仕えて実状を知る五味の立案文書に、「帝諡考」が「当寮ニ於テ編修ノ参考上必要ヲ認め」たものでありながら、「森を「著者」とし、その成立過程が「全ク故森林太郎箇人ノ研究ニ係」るとも位置づけられていたこと、『鷗外全集』への「帝諡考」の採録が「故人ノ遺志及遺族ノ希望ニヨ」るものとの記載である。森の「帝諡考」自筆本がその手許に残り、現在文京区立森鷗外記念館等が所蔵することも、「帝諡考」の成り立ちを表すと共に、宮内公文書館に「帝諡考」とその編纂資料を見出

せない事情の一端も、この「簡人ノ研究」云々が関係した可能性がある。

さて、森の歿後、最初の『鷗外全集』の編纂・刊行をめくり、森の弟の森潤三郎に宛てた編纂者総代与謝野寛の書翰のうち、同年二月十日付の書翰には、「さて帝諡考ハ宮内省より許可せられ、原稿を月曜日に印刷所へ渡しませ」と記されている⁽⁵⁷⁾。図書寮からの許可を受けて早速に「帝諡考」の全集採録が進められたことがわかる。ちなみに、このときの『鷗外全集』は、鷗外全集刊行会が大正十二年から昭和二年にかけて全十八巻を刊行した。

(六) その他の職務に関する事例

森林太郎の図書頭在任中には、老朽化した図書寮飯庁舎の新築や曝書室の焼失等の案件があった。前者は図書寮「重要雑録」等に関係文書がある⁽⁵⁸⁾。

ここでは、図書寮曝書室の焼失を採り上げる。大正九年二月二十日、図書寮の曝書室から発火し、これが全焼した。このため、森は自らの進退伺を出したことを同日の「委蛇録」等に記すが、進退伺は受理されず、宮内公文書館にも所蔵されていない。図書寮「重要雑録」所収の「曝書室焼失二付大臣へ上申、内匠頭へ通牒ノ件」⁽⁵⁹⁾は、立案が同年二月二十五日、決裁が二十六日と記され、決裁欄に森の花押があり、①二月二十四日付で図書寮庶務掛宮内属戸田次郎が麹町警察署長弘田久寿治に宛てた「図書寮曝書室火災実見報告」、②「始末書」、③「焼失図書」が綴じられている。これらによれば、室内の炭灰の消火が行き届かないまま職員が退出して残火が次第に燃え広がったとして失態と捉えているが、図書の損害が少なかったとし、「焼失図書」のうち曝涼のため出庫していた「革曆類」が「稍貴重」であったと記す。ち

なみに、内匠寮「土地建物録」は、「図書寮曝涼室略図面」を収める⁽⁶⁰⁾。

一方、森が統括した図書寮及び帝室博物館の会計業務については、内蔵寮や帝室会計審査局等の文書を繕く必要があるが、後考に俟ちたい。尤も、帝室会計審査局の審査では、他部局と同様、適切でないと判断された案件もある。一例を挙げておくと、大正八年の「検定及審査」⁽⁶¹⁾のうち、通常会計の歳出臨時部の一項に「御系譜及公文書類編纂費」にて元図書寮技生二名の手当金を図書頭の通牒により支払ったことの記載があるが、審査では本件支出は図書頭の職権にあらざ「背規ト認メタリ」と評された。

なお、森が昭憲皇太后の追号について「昭憲皇后」とすべき考えであったことは知られているが⁽⁶²⁾、図書寮「重要雑録」には図書頭から宮内大臣に伺いを立てた決裁文書が収められていることを付言しておく⁽⁶³⁾。

四 帝室博物館総長の職務―数例の紹介―

(一) 正倉院御物の拝観

小稿は、主に図書頭森林太郎について考察を試みるものであるが、帝室博物館総長としての職務を示す文書にも触れたい。帝室博物館に関する文書は、東京国立博物館の「館史資料」が中心であるが、宮内公文書館にも総長の職掌である正倉院の管理等に関する文書が継承されている。

従来、森の総長としての業績について、①時代別陳列方法の採用、②研究紀要としての「学報」の刊行、③目録作成の推進、④正倉院拝観資格の拡大、⑤蔵書解題と著者略伝、の五点を挙げ、このうち①②④に森の発意が現れ、

④を正倉院拝観の門戸を開いたと評する研究がある。小稿では、森の個々の職務に総括的に触れることは割愛しつつ、宮内公文書館と東京国立博物館が所蔵する文書を用い、特徴ある職務について若干紹介してみたい。

まず、正倉院御物の拝観許可については、既に従来の鷗外研究で大要が知られるが、主に『官報』に掲載された「拝観規程」等を典拠として森が拝観許可の範囲を広げた経緯が論ぜられている⁽⁶⁵⁾。宮内公文書館が所蔵する文書を見ると、「正倉院御物拝観録」に関係文書があり、大臣官房総務課長の立案にかかる「拝観規程」の案が帝室博物館総長等の押印（森は花押）を経て宮内大臣が決裁し、これが『官報』に公示される過程を把握できる⁽⁶⁶⁾。この簿冊では、冒頭の第一号文書に明治四十三年の規程が挙げられており、その後、年を経て部分的な変更が為されていく。具体的な経緯は割愛するが、大正九年には、こうした正倉院御物の拝観資格が明確化されることになる⁽⁶⁷⁾。その宮内大臣決裁文書を見ると、一部の文言が修正されている。すなわち、前年続き「帝室博物館総長ニ於テ學術技芸ニ関シ相当ノ経歴アリト認め、宮内大臣ニ申立テタル者」について詮議の上許可される文面であったが、新たな手続きでは「宮内大臣ニ於テ學術技芸ニ関シ相当ノ経歴アリト認め」云々と朱書で改められた。拝観願書・経歴書の扱いも「総長ヲ經由シ宮内大臣ニ願出ツヘシ」とあり、総長の関与が「經由」と表現されるに留まった。

(二) 「天寿国曼荼羅（繡帳）」断片の中宮寺下賜

森林太郎の日記「委蛇録」を見ると、大正七年十一月七日条に、

参院。(○中略) 入中倉。檢古文書四櫃。又入仮倉。檢布帛断裂数箱。

断裂中有天寿国曼荼羅銘四字。曰利令者椋。按銘文曰。画者東漢末賢。高麗加西溢。又漢奴加己利。令者椋部秦久麻。四字中利字連上読。椋字連下読。

とあり、「天寿国曼荼羅」の「断裂」を調べ、「按」以下にその考察を書き留めている。また、翌八年十一月二十二日条には、奈良出張からの帰途、抵東京駅。径参省。見上直書記官白根松介。交付所齋天寿国曼荼羅残闕。とあり、森が「天寿国曼荼羅残闕」を携え、これを宮内省にて宮内書記官白根松介に提出したことが記されている。

この正倉院御物の中に見出された「天寿国曼荼羅残闕」が仏像三体に香炉の図と亀甲図であり、その後中宮寺に下賜されたものであることは既知の事実である⁽⁶⁸⁾。しかし、管見の範囲でも、その経緯についての論述に相違が生じており、小稿で公文書類により経緯を裏付けておくことが必要であろう⁽⁶⁹⁾。

帝室博物館「正倉院御物整理工程書」⁽⁷⁰⁾は、大正九年から昭和八年に作成された整理工程書を編綴した文書であるが、その内容は、大正三年まで遡れる。このうち、「大正七年十一月修理御物出蔵目録」に続く同年の「出蔵御物ノ整理」に付された「玻璃装古裂目録」の「一二」に、

刺繡仏像及亀甲形亀甲形繡文云、利令者椋、貳片 第八三号横絹絶類断爛中ノモノ、とある。これには附箋があり、

刺繡仏像及亀甲形貳片ハ、大正九年二月願出ニヨリ中宮寺へ下賜、

とある。大正七年に森も調べた「天寿国曼荼羅残闕」が同九年に中宮寺に下賜されたことが裏付けられる。また、「大正三年十一月修理御物出蔵目録」に「慶長横」の「八十三号 納絹絶類断爛」が出蔵されたとあり、このときに「天寿国曼荼羅残闕」の所在が確認された可能性があるが、「正倉院御物

「整理工程書」には、大正七年の記載に至るまで明確に関連する文言はない。

次に、大臣官房総務課「重要雑録」の冒頭には、奈良出張中の森に対し、大正八年十一月に宮内大臣決裁を経た命令が下されている。⁽⁷²⁾ すなわち、

御物古裂ノ内ニ混シ入りタル中宮寺ノ曼荼羅ノ裂ヲ、帰京ノ節携帯セラ
ルル様、大臣ヨリ命セラル、

(大正八年)
十一月廿日

総務課長

奈良正倉院ニテ

帝室博物館総長

とあり、森が「天寿国曼荼羅」を携えて帰京した理由がここにある。

この「重要雑録」には、森への命令文書に続き、下賜に至る経緯を示す文書が収められているので、これを簡略に纏めると次の通りである。

中宮寺門跡の近衛尊覚が「二位局」柳原愛子に宛てた書翰（年月日記載なし）にて正倉院御物に混入した「刺繍仏像及亀甲形残片」が「天寿国曼荼羅（国宝）端へん」であるとして下賜を願い、この書翰を帝室博物館主事神谷初之助が預かっていたため、神谷から大正九年一月八日付の宮内書記官白根松介宛ての書翰で、これが宮内省に送られた。このとき、「刺繍仏像及亀甲形残片」模写絵図も同封されている。次いで一月十四日、大臣官房総務課長近藤久敬は近衛に宛て、願書を「二位局」宛てではなく「地方庁ヲ経テ」提出するように通知し、二月三日付で奈良県知事木田川奎彦から宮内大臣波多野敬直に「国宝天寿国曼荼羅ニ関スル御物御下賜方ノ義ニ付副テ上申」が送られた際に、一月二十六日付で近衛が宮内大臣に宛てた「御願」が併せて提出された。二月十三日、総務課長立案・宮内大臣決裁により、正倉院の「御物整理後、断爛古裂中ヨリ発見、玻璃板狭ト為シ保管中ノモノニシテ、仏像

三鉢・亀甲（刺繍）「中有文字」壹個ヲ刺繍ス、其ノ同院ニ混入シタル事情ハ不詳ニ候へ共、中宮寺所蔵国宝天寿国曼荼羅ノ一片ニ相違無之ニ付、特ニ願意聴許相成、同寺ニ下付」が決まり、この依命通牒が総務課長から奈良県知事に達せられた。この決裁には、大臣・次官の下位に帝室博物館総長として森の花押がある。かくして二月二十七日に中宮寺に下賜され、「重要雑録」の本文の末尾には、近衛が署名・押印した「受領証」が収められている。

(三) 国宝級美術品の東宮御学問所への貸出し

東京国立博物館が所蔵する「館史資料」を若干繕いてみたい。

小稿で採り上げるのは、東宮御学問所の学課の一環で皇太子裕仁親王に国宝級の美術品を東宮職經由で貸出した案件に関する森林太郎の決裁文書等である。大正三年五月から同十年二月まで皇太子の修学のため東宮御所内に東宮御学問所が設けられており、⁽⁷³⁾ 同九年九月二十日に東宮御学問所での国宝借用について、東宮大夫浜尾新から文部省宗教局長に宛て国宝所蔵者の社寺へ、あるいは帝室博物館出陳中の場合は同博物館へ照会する旨が通知された。⁽⁷⁴⁾ これに伴う貸出しの事例を以下に列挙しておく。

・大正九年十月 「国宝二匹敵スヘキ当館ノ貴重品ニシテ保管上門外不出ノ取扱ヲ致居ルモノ」として「普賢菩薩像」ほか五点。

・大正十年一月 沼津御用邸における東宮御学問所御学課進講のため高野山金剛峯寺所蔵の国宝「螺鈿蒔絵唐櫃」、高野山巡寺八幡講所蔵の国宝「聖衆来迎図」の国宝二点。

・大正十年二月 東京帝室博物館所蔵の「春日験記模写六卷」。

次に「京都奈良両館録」⁽⁷⁶⁾は、京都帝室博物館または奈良帝室博物館長から帝室博物館総長へ提出した決裁書類・稟議書類等を収めており、このうち、試みに大正十年の「京都奈良両館録」⁽⁷⁷⁾の一例を挙げておく。同年の第二号文書は、二月二十五日付で奈良帝室博物館長久保田鼎が帝室博物館総長に報告した文書で、欄外に総長たる森の花押がある。本文には、

当館へ出陳中ノ左記国宝客年十月十五日ヲ以テ東宮御所御用ニ付搬出取
計置候処、本月十五日御還付相成、現品当館へ搬入取計候間、此段及報
告候也、

左記

一、紙本著色^(信)志貴山縁起 参巻 奈良県生駒郡平群村
伝画僧覚猷筆 朝護孫子寺

とあり、国宝「信貴山縁起絵巻」(朝護孫子寺所蔵)が前年に東宮御所に貸出され、この年二月十五日に還付されたことの報告である⁽⁷⁸⁾。

なお、「館史資料」には、森の帝室博物館総長在任中に絞ってみても、他にも森の職務等に関わる基本的かつ重要な文書が多く含まれている⁽⁷⁹⁾。

五 「皇太子殿下海外御巡遊」をめぐる奉迎・陪食・賜品

以下は、記録上、森林太郎が帝室博物館総長と図書頭の両様の肩書きで扱われているため、一項を立てておきたい。

大正十年に皇太子裕仁親王の「海外御巡遊」(御渡欧)が実施されたことは、周知の通りである。同年三月三日から九月三日までの日々の動静につい

ては、『昭和天皇実録』を参照されたいが、他にも既刊の記録や研究文献がある⁽⁸¹⁾。宮内公文書館が所蔵する「海外御巡遊」関係の文書として最も纏まったものは、宮内省御用掛山本信次郎・侍従牧野貞亮・伯爵二荒芳徳等が編纂した「皇太子殿下海外御巡遊記」である⁽⁸²⁾。これは昭和十五年(一九四〇)に昭和天皇に奉呈されたものの稿本であり、本記・改訂版・外記から成る⁽⁸³⁾。

ここで一つ触れておきたい点は、大正十年九月三日の横浜港での奉迎にあたり、その一員として参上した森林太郎の歩く姿が動画に数秒間映り、これが晩年の森の映像として文京区立森鷗外記念館の常設展示コーナーで再生され、来館者がこれを観られることである⁽⁸⁴⁾。かように日記と映像によって、巡遊前後の行事に森が関わっていたことが広く知られるものの、それぞれの当日の模様については、従来論究されて来なかった。そこで、「皇太子殿下海外御巡遊記」を繙き、以下に特徴ある事柄を紹介したい。

まず、巡遊に先立ち、大正十年二月十五日の別宴について、「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第三」⁽⁸⁵⁾に賜餐の記録がある。このうち「赤坂離宮ニ於ケル賜餐」には、「宮内勅任官同待遇等」を対象とした午餐の陪食や茶菓の下賜等が記されている。この午餐の「御料理献立」は、「一前菜、一清羹、一舌鮮酒蒸、一鶏煎煮、一牛肉蒸焼、一小鴨焙焼、一蔬菜、一温菓」であった。また、「赤坂離宮ニ於ケル午餐席割」を見ると、宴席中央の「◎皇太子殿下」から右二人目に「○森帝室博物館総長」の席がある。

次に、九月三日の帰国時の奉迎と拝謁であるが、当日の状況全般については「皇太子殿下海外御巡遊記 第一百七章」と「皇太子殿下海外御巡遊記 第一百十八章」⁽⁸⁶⁾に記載がある。前者には、皇族や内閣総理大臣原敬等の要職のほか、「宮内省各部長官」が御召艦香取に乗艦して拝謁したことが記され

ており、上甲板にて祝杯、万歳があった。後者に収められた当日の「拝賀並ニ参賀」の名簿の中には、「帝室博物館総長 森林太郎」の名も見える。また、「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第一」⁽⁸⁷⁾には、この日皇太子の東宮御所帰還の後、午後三時から四時まで内謁見所において東京市長後藤新平・内大臣松方正義を始め拝賀する諸員の中に「森帝室博物館総長」とある。なお、「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第七」⁽⁸⁸⁾に所収の「参賀」に記された通知先の各部署長の中に「帝室博物館総長 森林太郎」、「拝賀」の通知先に「図書頭 森林太郎」とあり、帰国当日に東宮御所にて拝賀する者の中には「帝室博物館総長 森林太郎」と記されている。

九月十五日から十七日にかけては、赤坂離宮において皇太子の帰朝に伴う陪食等が執り行われた。十六日の晩餐において皇太子と皇族の会食の際、親任官待遇以上・宮内勅奏任官の一部が陪食を仰付けられ、森もその一員となった。「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第一」に当日の状況全般が記されているほか、「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第二」のうち、「皇族王族、親任官待遇以上並ニ親補官、宮内勅奏任官ノ一部等」には当日の晩餐の模様、奏楽曲目、奏楽関係者、献立等の記載がある。ちなみに、この文書の「赤坂離宮ニ於ケル晩餐御陪食人名」に「帝室博物館総長 森林太郎」が記されており、「赤坂離宮ニ於ケル晩餐席割」にも「森博物館総長」とある。

巡遊に伴う賜品については、「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第十六」によると、「御土産品」として十月三日付で「クリスタル菓子鉢 壹対宛」が「森帝室博物館総長」に下賜され、他に十一月九日付で「金製菊形手鉗ダイヤモンド入 壹組宛」が「森図書頭」に下賜された。

六 森林太郎の危篤・死去と叙位

森林太郎の晩年の病状、危篤、死去から葬儀に至るまでの経過については、先学の研究で相当具体的に知ることができると言って良からう。⁽⁹⁰⁾ 小稿では、まず森の危篤時の「病氣御尋」について、大正天皇・貞明皇后、皇太子裕仁親王の順に、宮内公文書館所蔵資料を紹介したい。

天皇・皇后からの賜品等に関する文書を編綴した「恩賜録」⁽⁹¹⁾には、森への病氣御尋に関する宮内大臣決裁文書が収められ、文書の欄外には天皇への「伺済」及び「皇后陛下伺済」の押印があり、七月七日に執行された。以下に案文を引用しておく。

一、葡萄酒壹打

帝室博物館総長森林太郎

右病氣御尋トシテ天皇・皇后両陛下ヨリ下賜可相成哉、

この結果、森のもとには、「病氣見舞品御下賜状」も届けられた。⁽⁹²⁾

また、皇太子の下賜等に関する文書を編綴した「贈賜録」⁽⁹³⁾のうち、七月七日立案の東宮大夫決裁文書には、森の重態に伴う病氣御尋として皇太子が「五種果物一籃」を下賜したことが記されている。

森が危篤となったことに伴い、宗秩寮が森の特旨叙位に着手した。この分野の関係文書を編綴した「位階録」⁽⁹⁴⁾には、その該当文書がある。取りも直さず、森の叙位にあたり、宮内省が森を如何様に評価していたかを示す功績調書に相当するので、以下に紹介しておきたい。ちなみに、この裁可文書と後続する立案決裁文書の冒頭部分は既知の文書と言えるが、この決裁文書は、同年七月八日に宗秩寮総裁徳川頼倫が立案し、決裁日の記入はないが宮内大

臣の花押による決裁が行われたものである。これに叙位の理由として評価された森の功績が記されているので、全文を引用する。

帝室博物館総長正三位勲一等功三級森林太郎

右ハ明治十四年十二月陸軍々医副トナリ、同十七年ヨリ二十一年ニ至ル間独逸国へ留学ヲ命セラレ、同国カルルスルーヘニ於ケル赤十字社締盟第四回会議ニ参列ヲ命セラル、同二十一年帰朝後陸軍々医学校、陸軍大学校等ノ教官トナリ、斬新ナル学説ヲ学生ニ普及シ、同二十四年医学博士ノ学位ヲ授ケラル、爾来累進シテ近衛、第一、第十二各師団軍医部長ヲ経テ、同四十年十一月陸軍々医総監ニ任シ、陸軍省医務局長ニ補セラレ、此間日清、日露ノ両役ニハ軍医部長トシテ各所戦闘ニ参与シ、大正三、四年戦役ニハ陸軍省医務局長トシテ各殊功ヲ樹テタリ、又我邦陸軍兵食ノ衛生試験ヲ為シ、兵食ノ学術的基礎ヲ確立シ、腸窒扶斯予防接腫⁽⁷⁶⁾ヲ平時ニ於テ軍隊ニ行ヒ、同病ノ流行ヲ未然ニ防止シ、脚氣調査会ヲ主催シテ病歴及予防法ノ研究ヲ進メ、以テ軍隊ニ於ケル脚氣ノ多発ヲ防止セリ、大正二年二月臨時宮内省御用掛仰付ラレ、同六年十二月帝室博物館総長兼図書頭ニ任シ、今日ニ至ル、奉職実ニ四十有余年ニ亘リ、此間図書頭トシテ御歴代天皇ノ御追号ニ関シ其ノ基クトコロヲ調査シ、又御歴代御事蹟ニ関スル調査ヲモ完成セシメタリ、其ノ他六国史校訂ノ準備事業並我邦ノ年号ニ関スル調査ニ着手シ、目下孰レモ完成ノ域ニ近ツケリ、殊ニ御歴代天皇御追号ノ調査ニ関シテハ専ラ力ヲ致シ、功績顯著タルモノアリ、又博物館総長トシテ同館従来ノ陳列方法ニ付一大革新ヲ加ヘ、時代陳列トナシ、列品上面目ヲ一新セリ、且同館ヲシテ学術上權威アルモノヲラシムル為学報ヲ発刊スル等、終始力ヲ医事衛生ニ致セルノ

傍、文学並美術ノ研究ニ尽瘁シ、美術審査委員会委員、帝国美術院長、臨時国語調査会長、古社寺保存会委員、文芸委員会委員、教科用図書調査委員会委員等ニ挙げケラレ、其ノ發達調査ニ従事セル功勞又尠カラス、然ルニ目下病氣危篤ニ陥リタルニ付テハ、現位ハ内則上既ニ極位ニアルモノナルモ、此際前頭ノ功勞ヲ録セラレ、特二位一級ヲ進メ、從二位ニ叙セラレ然ルヘシト認ム、

右のうち、「図書頭トシテ御歴代天皇ノ御追号ニ関シ其ノ基クトコロヲ調査シ」、「殊ニ御歴代天皇御追号ノ調査ニ関シテハ専ラ力ヲ致シ、功績顯著タルモノアリ」は、「帝諡考」のことである。「帝諡考」の『鵬外全集』採録に際し、これが「全ク故森林太郎箇人ノ研究」と位置づけられたことは上述したが、その一方で図書頭としての功績を捉える立場では公務上の「功績顯著」と評されたことになる。森個人の力量が「帝諡考」成立の原動力となりつつ、図書頭の公務上の成果を生む土台となったことを如実に示す事例であるろう。

なお、この決裁に先立ち、七日、宮内省総務課長大谷正男が陸軍省人事局恩賞課長烏谷章に森の事蹟を照会し、恩賞課長がこれに回答しており、この「功績書」や文部省野紙の功績書類も前掲の「位階録」に綴じられている。⁽⁹⁶⁾ 次いで、七月十日付の森の死亡届を引用する。

御届

帝室博物館総長兼図書頭森林太郎

右ノ者予テ病氣ノ処、本月九日午前七時薨去致候間、別紙戸籍謄本相添、此段御届申上候也、

大正十一年七月十日

宮内大臣子爵牧野伸顯殿

嗣子 森於菟（印）

追テ来十二日午後二時弔式ヲ以テ葬儀執行可致候、

文中の「別紙戸籍謄本」は綴じられていない。ちなみに、当時の森於菟はドイツ国に留学中であり、帰国は大正十三年九月二十九日であった。⁽⁹⁷⁾

続いて、森の死去後の宮内省の対応であるが、「恩賜録」⁽⁹⁸⁾には、七月九日立案・十一日執行の大臣決裁文書が編綴され、立案文書の欄外には天皇への「伺済」の朱書及び「皇后陛下伺済」の押印があり、祭資として金三千円、幣帛として白絹二匹の下賜が記されている。この幣帛の下賜について、「贈賜品録」⁽⁹⁹⁾の恩賜物品の購入記録には、七月十・十一日付で「帝室博物館総長 森林太郎薨去ニ付賜与」として「白絹式匹」及び「御絹式疋乗白木台壹個」の調達に関する書類がある。また、「贈賜録」⁽¹⁰⁰⁾には、七月十日立案の東宮大夫決裁文書があり、皇太子から森家への菓子や料理の下賜について記されている。

なお、森の死去の翌日、宮内事務官五味均平が図書頭心得に、帝室博物館事務官神谷初之助が帝室博物館総長心得に就任し、職務を継承した。⁽¹⁰¹⁾

むすびにかえて

帝室博物館総長兼図書頭たる森林太郎（鷗外）が携わった職務について、小稿では宮内公文書館所蔵の公文書類を中心に関係資料の紹介に努めたが、森の多岐に互る職務・事蹟と取り組みを明らかにしつつも、ごく一部を採り上げたに過ぎない。しかしながら、従来の「森鷗外研究」では未開拓の公文

書類と事実関係を紹介できたことが、森鷗外を始め関係分野の調査研究に僅かでも寄与することになれば幸甚である。

小稿の冒頭で引用した如く、森は図書頭就任時に皇室のために「蠹魚」を取り去ろうと表明しており、長女茉莉の「日常の言動から推すと父は帝室主義だったが、これは宮中の奥深く参内する光栄を得ていた為と、和漢の書を深く読んでいた為とであろう」との評もある。⁽¹⁰²⁾したがって、森が「帝諡考」や「元号考」及び六国史校訂事業等のような皇室の歴史の根幹に関わる資料作成を学究的に進めたことなどは、森の志向や力量があればこそであり、図書頭として目指す方向性の特徴を示す好例であろう。一方、小稿では詳述しなかつたが、例えば図書寮庁舎や職員等の管理⁽¹⁰³⁾を含む職務全般の精力的な遂行ぶりも、表2で看取される如く、図書頭としての偏らない執務が窺え、森の人物像を捉える上でも注目に値する。⁽¹⁰⁴⁾

今後の展望に触れると、森の帝室博物館総長兼図書頭在任中の関係資料を可能な限り網羅的に集積し、全容解明を試みることに加え、例えば森の自筆文書が如何程含まれるかの確認も課題となる。また、この主題が宮内官の職務である上、六国史校訂事業や天寿国曼荼羅等の正倉院御物の如く森とは同時代でない古代史や美術史等の分析が必要となる研究対象も含まれ、解明すべき対象は幅広く、かつ深い。したがって、森の実像解明には、「文豪」という語義・語感を柔軟に捉えることが有効なアプローチであることも想像に難くない。さらに、森の動静を知らしめる公文書類（上掲の「館史資料」を含む）の大半が未刊資料であり、次代の『鷗外全集』等に如何様に採録するかについても、十分に検討する価値があるのではなからうか。

註

(1) 周知のように森鷗外の全集は、過去に幾つかの種類が刊行されている。各全集の内容や異同等については、山崎一穎『森鷗外論攷』（おうふう、二〇〇六年）、鷗外出版編集部編『鷗外全集』資料集―鷗外全集刊行会版―（鷗外出版、二〇〇九年）等を参照されたい。なお、小稿では、特に断らない限り、森林太郎『鷗外全集』（岩波書店、一九七一―七五年版）を使用し、以下、原則として書名及び巻数のみを記載する。

(2) 森鷗外の名を冠する記念館としては、文京区立森鷗外記念館、鳥根県鹿足郡津和野町の森鷗外旧宅に隣接する森鷗外記念館、ベルリン・フンボルト大学森鷗外記念館がある。また、東京大学附属総合図書館には、鷗外の旧蔵書を蔵する鷗外文庫がある。文京区立森鷗外記念館は、同区立鷗外記念本郷図書館（現・同区立本郷図書館）の鷗外記念室が母体となつて設立され、鷗外の旧居「観潮楼」の跡地に建つ。この両館から刊行された主な図録・目録類には、文京区立鷗外記念本郷図書館編『森鷗外資料目録 平成一三年（二〇〇一年）版』（同館、二〇〇一年）、文京区立本郷図書館鷗外記念室編『写真でたどる森鷗外の生涯―生誕一四〇年記念―』（同室、二〇〇二年）、同室編『鷗外愛用の品々』（同室、二〇〇四年）、文京区立森鷗外記念館編『開館記念特別展―一五〇年目の鷗外―観潮楼からはじまる』展（同館、二〇一二年）、同館編『特別展「ドクトル・リントロウ 医学者としての鷗外」』（同館、二〇一五年）、同館編『特別展 私がわたしであること 森家の女性たち 喜美子、志げ、茉莉、杏奴』（同館、二〇一六年）その他、図録ではないが同館編『コレクション展 奈良、京都の鷗外―今日オクラガアキマシタ。』（鷗外 文京区立森鷗外記念館NEWS）第一三三号、二〇一五年）が小稿の参考になる。他に、森鷗外記念会の刊行物には、野田宇太郎・長谷川泉校訂『森鷗外「自記材料」全三巻自筆覆刻版』（森鷗外記念会、一九六九年）、森鷗外記念会編『鷗外印譜』（同会、一九八八年、『日本書誌学大系 五八』別装版）の他、同会の機関誌に『鷗外』編集委員会編『鷗外』（年二回刊行）がある。一方、津和野町の森鷗外記念館の図録類には、同館編『鷗外忌特別展図録

「鷗外の終焉」』（紀伊國屋書店、一九九八年）、同館編『森鷗外 明治知識人の歩んだ道』（同館編、一九九九年増補改定）等がある。

(3) 森鷗外に関する研究・参考文献は枚挙に暇がなく、既出の他、ごく一部を掲げるに留める。山崎一穎『森鷗外 明治人の生き方』（ちくま新書、二〇〇〇年）、同監修『別冊太陽 日本のこころ一九三 森鷗外 近代文学界の傑人』（平凡社、二〇一二年）、山崎國紀『評伝森鷗外』（大修館書店、二〇〇七年）、須田喜代次『位相鷗外森林太郎』（双文社出版、二〇一〇年）、大塚美保『皇室制度審議会と鷗外晩年の業績』（『聖心女子大学論叢』第一一七号、二〇一一年）等。近年の展示図録には鳥根県立石見美術館・和歌山県立近代美術館・静岡県立美術館編『森鷗外と美術』展図録（森鷗外と美術展実行委員会、二〇〇六年）、神奈川文学振興会編『森鷗外展―近代の扉をひらく』（神奈川県立神奈川近代文学館・神奈川文学振興会、二〇〇九年）等があり、鷗外の年譜では苦木虎雄『鷗外研究年表』（鷗出版、二〇〇六年）がある。

(4) 例えば、鷗外の親族の回顧として主要なものに、鷗外の妹の小金井喜美子『森鷗外の系族』（日本図書センター、一九八三年）、同『鷗外の思い出』（岩波文庫、一九九九年）、弟の森潤三郎『鷗外森林太郎』（丸井書店、一九四二年）、長男の森於菟『森鷗外』（養徳社、一九四九年）、同『父親としての森鷗外』（筑摩叢書、一九六九年）、長女の森茉莉『父の帽子』（講談社文芸文庫、一九九一年）、同『記憶の絵』（ちくま文庫、一九九二年）、次女の小堀杏奴『晩年の父』（岩波文庫、一九九一年）、三男の森類『鷗外の子供たち―あとに残されたものの記録―』（光文社、一九五六年）、同『森家の人びと 鷗外の末子の眼から』（三一書房、一九九八年）、孫の小堀鷗一郎・横光桃子編『鷗外の遺産』全三巻（幻戯書房、二〇〇四―〇六年）、曾孫の森千里『鷗外と脚氣 曾祖父の足跡を訪ねて』（NNT出版、二〇一三年）等がある。また、回顧ではないが、山崎國紀編『増補版森鷗外・母の日記』（三一書房、一九九八年）は、母峰子の日記の翻刻であり、森の動向やそれに対する母の思いも記されている。一方、鷗外の部下の回顧としては、例えば、五味均平『宮内省図書頭としての森博士』・神谷初之助『帝

室博物館長としての森先生」(『新小説』第二十七年第九号—臨時増刊文豪鷗外森林太郎—、一九二二年)、吉田増蔵「森先生に就て」(『明星』第二卷第四号、一九二二年)、同「鷗外先生を追憶して」(『文学』第四卷第六号、一九三六年)、秋山光夫「博物館総長時代」(『文芸』第一卷第六号、一九六二年)、東京国立博物館編『博物館ノ思出』(同館、一九七二年)、森永武治「宮内省図書頭・森林太郎—私が接した晩年の鷗外先生—」(『図書』第三五九号、一九七九年)等がある。他に、類似の回顧として、洪川驍「森鷗外と図書寮」(『読書春秋』第六卷第一〇号、一九五五年)等がある。

(5) 例えば、図書寮に関するものでは、森鷗外が第一の研究対象でない文献を含むが、藤井讓治・吉岡真之監修『天皇皇族実録』(ゆまに書房、二〇〇五—二〇〇六年)、所功「『天皇・皇族実録』の成立過程」(『産大法学』第四〇卷第一号、二〇〇六年)、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂事業』(同部、二〇〇七年)、堀口修「宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究」(創泉堂出版、二〇一一年)。また、前掲註(1)『森鷗外論攷』では、森鷗外の図書頭在職中に作成された「洋書目録」について、元宮内庁書陵部図書課調査官八寫正治が書陵部の「公文書」を調査した回答を引用している。

(6) 『鷗外全集』第三六卷一一三〇号文書。

(7) この漢詩については、藤川正数『森鷗外と漢詩』(有精堂出版、一九九一年)等に引用されており、小稿もこれを参考にした。

(8) 『鷗外全集』第一九卷の「十二月廿五日作」(大正六年)が、『大正詩文』に掲載された鷗外の漢詩である。

(9) 『鷗外全集』第三六卷一一三九号文書。

(10) 前掲註(5)参照。なお、宮内庁ホームページに掲載している「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で宮内公文書館の所蔵資料を検索できる。小稿では、同館所蔵資料には文書の初出ごとに「識別番号」を註記した。

(11) 帝室博物館関係の公文書類の大半は、東京国立博物館が「館史資料」として所蔵する。同館の資料館閲覧室には「東京国立博物館所蔵マイクロフィルム目

録」があり、各文書はマイクロフィルムで閲覧できる。帝室博物館に関する先学の研究で「館史資料」を使用したものとしては、例えば、東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(同館、一九七三年)、同館編『東京国立博物館の歴史—皇室と東京帝室博物館』(同館、二〇〇九年)、竹盛天雄・山崎一穎・高橋裕次監修『鷗外自筆 帝室博物館蔵書解題』(ゆまに書房、二〇〇三年)、高橋裕次「帝室博物館の変遷と、森鷗外の「発見」について」(『MUSEUM』第六一〇号、二〇〇七年)、東京国立博物館企画課出版企画室編『東京国立博物館一四〇周年特集陳列 生誕一五〇年帝室博物館総長森鷗外』(同館、二〇一二年)、田良島哲「資料紹介」森鷗外自筆原稿「上野公園ノ法律上ノ性質」(『MUSEUM』第六四五号、二〇一三年)、同「(研究ノート)東京国立博物館所蔵「古賀穀堂遺稿」と森鷗外」(『MUSEUM』第六五〇号、二〇一四年)等がある。

(12) 森は留学中の模様を「独逸日記」等に書き留めた(『鷗外全集』第三五卷)。なお、『鷗外全集』第三五卷に所収の日記類については、以後、原則としてこの出典である全集の書名・巻数を記さない。

(13) 「自紀材料」明治十七年七月二十八日条。森が纏めた系譜であるが日記形式であり、『鷗外全集』第三五卷に日記として収録されている。前掲註(2)『森鷗外「自紀材料」全三卷自筆覆刻版』も参照されたい。

(14) 宮内庁編『明治天皇紀 第六』(吉川弘文館、一九七一年)。なお、有栖川宮熾仁親王は、明治十七年六月六日に左大臣として参議福岡孝弟と連名で明治天皇に森の留学の件を上奏したが、「熾仁親王御日記一八」明治十七年(識別番号三五八〇三)には関係記事が見えない。ちなみに、国立公文書館アジア歴史資料センターの資料検索を行うと、森の留学等の資料も見出せる。

(15) 式部職「拜謁参拝録」明治十七年(識別番号一六七六)第一九号文書。ちなみに、決裁欄の「卿」は塗抹され、宮内卿の押印がない。

(16) 「自紀材料」明治二十一年九月二十七日条。

(17) 式部職「拜謁参拝録」明治二十一年(識別番号一六八〇)第一九号(一)文書。

- (18) 「侍従長徳大寺実則日記二」明治二十一年（識別番号三五九八二）九月二十七日条。
- (19) 『鷗外全集』第三六卷七八号文書。
- (20) 前掲註（4）『鷗外森林太郎』に、「二月五日臨時宮内省御用掛を仰付けられた。この拝命は当時宮内省で衛生上の顧慮から、大膳寮に完全な施設をなす必要を認めたと、侍医寮は平素この衛生試験等に関係しないので、特にその建築及び指揮を託せられたのである」と記されている。
- (21) 大臣官房秘書課「進退録一」大正二年（識別番号二〇八五四―）第二〇号文書。宮内大臣渡辺千秋は「宮中衛生之事項囑託」と記している。
- (22) 同右、第二九号文書。
- (23) 鈴木繁「土木学会選奨旭川軍用水道と森林太郎（鷗外）陸軍省医務局長」『鷗外』第九五号、二〇一四年）が、臨時宮内省御用掛の職務に言及している。
- (24) 図書寮「侍従日記五」大正二年（識別番号七五一六七）二月五日条。
- (25) 侍従職「往復通牒録一」大正二年（識別番号一一四六六一―）第一六号文書。本件の照会文書は蒟蒻版で、宛先のみ墨書である。
- (26) 例えば内匠寮「工事録三」大正二年（識別番号四〇〇〇―三三）、同「工事録三」大正三年（識別番号四〇〇〇―一三）等に水道・消毒・濾過に関する工事が散見されるが、森の宮内大臣への意見が反映したものか否かを含め、検証は後考に俟ちたい。また、「侍従長徳大寺実則日記一〇」（識別番号三五九九〇）には、例えば省内の給湯の修理、葉山御用邸の水道敷設等、宮中の衛生との関連性を窺える文言も見られるが、森の職務に直結するかは未詳である。大正三年四月十三日条には、「経済会議」として「大正博覧会内私設衛生館二出陳ノ為宮内省消毒所ノ模型及写真類調整ニ要スル経費金五百参拾五円ヲ大正三年度通常会計第二予備金ヨリ支出ノ件」との記載があるが、これも森の職務との関連を俄に判断し得ない。
- (27) 前掲註（4）『鷗外森林太郎』の口絵には、大正四年の「大正天皇の御下命」に於て献上せる五言律の副書」が掲載されている。この漢詩は、『鷗外全集』

第一九巻に「大正四年乙卯春日恭賦」と題して収録されている。

- (28) 『鷗外全集』第二六巻。
- (29) 前掲註（2）『鷗外愛用の品々』。
- (30) 森の辞令に関する文書は、大臣官房秘書課「進退録三」大正六年（識別番号二〇八五八―三）第二七五号文書にあり、『官報』に対応する。森の帝室博物館総長兼図書頭就任の背景事情について、宮内公文書館所蔵の公文書類には具体的に解き明かす文書は管見にないが、例えば東野治之「小杉楳邨旧蔵の正倉院及び法隆寺献納御物―その売却事件と鷗外の博物館総長就任―」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下巻、塙書房、一九八九年）、前掲註（1）『森鷗外論攷』等では、当時の新聞記事等を用いて言及されている。森の図書頭在任当時、図書寮庁舎の所在地は麹町区三年町であった。図書寮「重要雑録」大正二―九年（識別番号二四一八三）大正七年第六号文書には、森の決裁にかかる図書寮庁舎等の調査書が収められており、このうち「○図書寮沿革」に明治「三十二年一月二十八日庁舎及文庫ヲ三年町御料地内旧学習院跡ノ建物ニ移転、現今ニ及フ」とある。森は、明治二十五年以来、本郷区駒込千駄木町二十一番地に居住し、市電を利用して図書寮に通勤しており、例えば前掲註（4）『晩年の父』に所収の「思出」には、その逸話が記されている。一方、明治期から昭和期にかけての図書寮の読みは、「ずしよりよう」と「としよりよう」の両方が確認でき、一定していなかったことが窺える（宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究一 図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」『書陵部紀要』第六四号、二〇一三年）。また、前掲註（4）『森家の人びと 鷗外の末子の眼から』に収められた「不肖の子」の中で森類は、「或日父が、「トシヨノカミ」になつた」云々と回顧しており、森家では図書頭を「としよのかみ」と音読していた可能性がある。森の在任中の編修課「日誌」大正六―八年（識別番号四八三三七―九。図書寮当時の編修課の業務日誌）には屢々「寮頭」とあり、森の部下の回顧にも森が「寮頭」と呼ばれていたと記すものもある（前掲註（4）「宮内省図書頭・森林太郎―私が接した晩年の鷗外先生―」等）。「寮頭」を「りよ

うとう」と読んだと察すると、図書頭の読みも「ずしよのかみ」・「としよのかみ」・「としよとう」のように一定していなかったことが窺える。

(31) 編修課「日誌」大正六年（識別番号四八三三七）。編修課「日誌」には、編修に要する宮内省内外の資料の借用、編修の進捗状況等が略記され、図書頭たる森の管理業務の一端が窺え、森の出勤日には「寮頭已下出頭」、「寮頭出」といった記載がある。「日誌」大正七年（識別番号四八三三八）には、森が編修課内に回覧した文書の引用がある（七月十五日条の墓参目的による休暇の原則不許可、十二月九日条の欠勤・遅刻に関する年末勉強手当金の減額。図書寮「例規録」大正六〇七年（識別番号二六九二）大正七年第五・六号文書参照）。また、「日誌」の十二月二十七日条には、翌日の森の日記「委蛇録」に記された「参館。饗館寮僚属於館」と合致する記載があり、

一、明二十八日御用仕舞二付、図書頭ヨリ粗菓ヲ呈シ度候間、同日午後ヨリ
帝室博物館へ御参集相成度、依命此段御通知申上候也、

大正七年十二月廿六日

庶務掛

五味均平殿 以下連名宛

との通知が記されている。なお、図書寮「侍従日記二八」大正六年（識別番号七五一九〇）十二月二十五日条等に、森の帝室博物館総長兼図書頭就任に関する記載は見られず、侍従職「侍従日記一」から「侍従日記七」大正七年（識別番号八一五三一〜七）も、森の動静に関する記載はない。

(32) 前掲註(30)「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究一 図書寮・書陵部における官制・事務分享の歴史の変遷」を参照。

(33) 明治四十年皇室令第三号、『官報』明治四十年十一月一日。なお、この皇室令の正本及びその附属書類は、調査課「皇室令録二」明治四十年（識別番号一三〇四〇―二）の第五・六号文書に収められている。

(34) 大正十年皇室令第七号、『官報』大正十年十月七日。なお、この皇室令の正本及びその附属書類は、調査課「皇室令録一」大正十年（識別番号一三〇五五―一）の第一三・一四号文書に収められている。

(35) 前掲註(31)「例規録」大正六年第二号文書・同七年第二号文書。

(36) 図書寮「図書録」の巻頭目録は、小倉慈司「宮内公文書館所蔵『図書録』（戦前期）件名目録」（日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）二四五二〇七九〇「図書寮蔵書形成過程の基礎的研究」研究成果報告書、二〇一五年）に明治六年から昭和二十一年まで一覧化されている。しかし、大正十年の場合、「図書録」所収の第一四号文書「図書借入ニ関スル往復書類」は、図書寮編修課の実録掛や六国史校訂準備委員による編修事業等のために外部から関係資料を借用した際の個々の記録文書を、一年を通じて一括して編綴したものであるが、小倉の『件名目録』では第一四号文書の個々の件名を挙げていない。小稿ではこの「図書借入」にも着目し、表2では第一四号文書の個々の件名を一件ごとに分けて記載し、森が案件ごとに関与した月日もわかるようにした。この結果、大正十年では「図書借入」に関する案件が八〇件を超えており（大半が天皇皇族実録関係）、森が扱った公文書類の中では事実上最多になっていることが判明した。こうした「図書借入」の検証は、編修事業の具体的な過程を知る上でも重要であるが、表2では「図書借入」については資料の所蔵者名を挙げるに留め、借用書名は割愛した。参考までに一例を挙げておくと、一月八日付の決裁文書は、東京帝国大学文学部史料編纂掛の「堯想法親王記」（寛文三年〜元禄八年、三四冊）を借用する目的の照会であり、これを受けて十一日付の決裁文書が「堯想法親王記」三三冊と「堯想法親王行状記」一冊の借用証である。

(37) 前掲註(4)「博物館総長時代」によれば、森は諡「高湛」から「湛」の字を花押に用いた。

(38) 図書寮「皇統譜 皇室籍」（識別番号五〇〇〇三、正本）。「皇統譜」は天皇及び皇族の戸籍に相当し、宮内公文書館は大正十五年に皇統譜令の施行によって更新される前の「旧皇統譜」と関係文書を所蔵する。なお、森の筆跡について、前掲註(11)「資料紹介」森鷗外自筆原稿「上野公園ノ法律上ノ性質」では「あたかもカイゼル髭のような右払い」等の例を示しており、他に前掲註(2)「森鷗外『自紀材料』全三巻自筆覆刻版」等が参考になる。

- (39) 図書寮「皇統譜録」大正六～十年（識別番号二六七） 大正八年第二号文書。摂政就任に関する登録は、同「皇統譜録」大正十一～十二年（識別番号二六七二） 大正十一年第一号文書。
- (40) 前掲註(30)「重要雑録」大正二～九年、大正七年第一号文書。「林太郎」の印影は、前掲註(2)『鷗外印譜』所収の印影「林太郎」（通番一三）と同一である。
- (41) 識別番号七二〇五七～六一、七三七八二～七、七三八四〇～七、九三六一六～九。
- (42) 識別番号七三八四一。
- (43) 識別番号七三八四一～三。
- (44) 『鷗外全集』第三八卷所収の「御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革序」を参照されたい。
- (45) 吉岡真之「序」・「宮内省における六国史校訂事業」（同「古代文献の基礎的研究」吉川弘文館、一九九四年）、前掲註(5)『宮内省の編纂事業』。なお、阿部恵子編『元宮内省図書寮編修官田辺勝哉関係年譜』（同、二〇〇五年）にも、若干ながら事業に関する情報が含まれる。
- (46) いずれも宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。「校訂六国史考異」（函架番号五〇九一一〇）、「校訂六国史考文」（函架番号五〇九一一一）。
- (47) 外題は「六国史関係雑書類」で、「校訂六国史（校合本）」（函架番号五〇九一九）の「附属書類」（全一〇冊）である。宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録増加一』（同部、一九六八年）を参照。前掲註(45)「宮内省における六国史校訂事業」や前掲註(5)『宮内省の編纂事業』では、「六国史校訂準備委員会関係録」、「六国史校訂準備書類」等のように表記されている。
- (48) 編修課「天皇実録・六国史関係書類」（識別番号四七九二七）。
- (49) 前掲註(4)「博物館総長時代」。前掲註(47)「六国史校訂準備委員会関係雑書類」の「日誌（六国史校訂準備掛）」大正九～十年には、例えば同九年十一月二十五日条に「一、考文二冊 一至十 寮頭ノ御手許へ廻ス」とある。
- (50) 前掲註(45)「宮内省における六国史校訂事業」や前掲註(5)『宮内省の編纂事業』では、図書頭決裁の上申書の本文を引用・紹介している。
- (51) 大臣官房総務課「重要雑録」大正五～七年（識別番号二三二七八） 大正七年第四号文書。
- (52) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 第一巻上 日本書紀前篇』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (53) 復刻は藤井讓治・吉岡真之監修・解説『天皇皇族実録』（ゆまに書房、二〇〇五～一〇年）、前掲註(5)『天皇・皇族実録』の成立過程」及び『宮内省の編纂事業』を参照されたい。なお、本件に関する「図書頭訓示」が『鷗外全集』第三八巻に収められている。
- (54) 例えば、内蔵寮の大正十年度の会計文書類（識別番号六四〇一二～二〇）にも「帝諡考」の刊行決算に関する記載が見られない。「元号考」は森の死去により、吉田増蔵が引き継いだ。いずれも『鷗外全集』第二〇巻所収。
- (55) 図書寮「雑件録」大正十一～十二年（識別番号二四一六六） 大正十二年第二号文書。
- (56) 文京区立森鷗外記念館は、「帝諡考（上篇）」・「帝諡攷資」・「帝諡徴」・「帝諡版」。『鷗外全集』第二〇巻の「後記」によると、「帝諡考（下篇）」は天理大学附属天理図書館が所蔵し、同館には森が入朱した「帝諡考」の校正原稿もある。森が「委蛇録」に記した「帝諡考」の浄書や校正は、表2を参照。なお、図書寮が印刷刊行した『帝諡考』のうち、国立国会図書館所蔵本（請求記号一四六一二七二、デジタル画像公開）を見ると、巻末に「大正八年己未十月十三日 図書頭 森林太郎稟」及び「大正辛酉図書寮付印止一百本是為第六拾壹本」とある。
- (57) 森富・阿部武彦・渡辺善雄『鷗外全集』の誕生―森潤三郎あて与謝野寛書簡群の研究』（鷗出版、二〇〇八年）所収、登録番号四〇七一八六。森富は、晩年の森林太郎が命名した孫。森は親族等に「帝諡考はよく出来た」と語っていた（前掲註(4)『鷗外森林太郎』・『森鷗外の系属』）。なお、小稿で紹介した図書頭

杉栄三郎に宛てた与謝野寛の願書は、与謝野寛・与謝野晶子著、逸見久美編『与謝野寛晶子書簡集成』全四巻（八木書店、二〇〇一〜〇三年）に未収である。

(58) 前掲註(30)「重要雑録」大正二〜九年、図書寮「重要雑録」大正十〜昭和五年（識別番号二四一八五）。他に、内匠寮「土地建物録」大正十年（識別番号四〇四五）等を参照されたい。

(59) 前掲註(30)「重要雑録」大正二〜九年、大正九年第一号文書。

(60) 内匠寮「土地建物録」大正九年（識別番号四〇四四）第五号文書。「図書頭印」が押された通牒を収める。

(61) 帝室会計審査局「報告原書」大正八〜九年（識別番号二三五九二）。

(62) 例えば、「委蛇録」大正九年六月七日条に「石原次官咨可允称昭憲皇后否。予告以可允」、十日条に「参寮。薄午参省。見石原次官言事」とある。前掲註

(2)『森鷗外資料目録 平成一三年（二〇〇一年）版』には、「賀古鶴所文書」に「鶴所手記〔昭憲皇后問題覚書〕一通、一〇〇〇八七」がある。

(63) 前掲註(30)「重要雑録」大正二〜九年、大正九年第二号文書。

(64) 前掲註(1)『森鷗外論攷』。他に、前掲註(11)『東京国立博物館百年史』、前掲註(4)『博物館ノ思出』等も参照。森が刊行させた『帝室博物館学報』のうち、上真行・多忠基・田辺尚雄『正倉院楽器の調査報告』（『帝室博物館学報』第二冊、一九二一年）は比較的知られているが、この三名の御物拝観許可手続きは大正九年房総務課「正倉院御物拝観録」明治四十三〜大正十年（識別番号一〇七四四）第九四・九五号文書に収められている。

(65) 前掲註(1)『森鷗外論攷』。

(66) 前掲註(64)「正倉院御物拝観録」。

(67) 同右、第九〇号文書。

(68) 例えば、前掲註(4)『博物館ノ思出』所収の松島順正「正倉院と鷗外森総長」に経緯が簡潔に記されている。

(69) 例えば、松本包夫は「まず第一に挙げたいのは天寿国繡帳の残片の発見である。（〇中略）整理がはじまってまだ年月も浅い大正八年、たまたま整理してい

た辛櫃の古き断爛塵芥中から、その残片が発見された。このとき発見したのは

「利令者椽」の文字をもつ亀甲形と僧形三人の刺繡残片で、翌九年原本繡帳の所蔵者中宮寺の願出により下賜された」（同『正倉院ぎれ』学生社、一九八二年）

と、大正八年の発見、同九年の下賜と記す。大橋一章は「大正十年（一九二一）中宮寺に下賜されたものである」（同『天寿国繡帳の研究』吉川弘文館、一九九五年）と、大正十年の下賜とする。沢田むつ代は「大正五年（一九一六）には正倉院から、もと法隆寺にあった天寿国繡帳（中宮寺蔵）の断片が発見されて、中宮寺に返納され」かつ「天寿国繡帳は大正五年に発見され、残片二片については、大正九年に中宮寺へ下賜されている」（同『正倉院所在の法隆寺献納宝物染織品―錦と綾を中心に―』『正倉院紀要』第三六号、二〇一四年）と、大正五年の発見で、同九年に返納あるいは下賜されたとしている。なお、東京国立博物館編

『国宝 天寿国繡帳』（同館、二〇〇六年）等に「天寿国曼荼羅残闕」がカラー写真で掲載されている。

(70) 帝室博物館「正倉院御物整理工程書」大正九〜昭和八年（識別番号八二六七）。

(71) 「玻璃装古裂目録」に、「玻璃装」とは「玻璃板二枚ヲ以テ之ヲ挟ミ、古裂ノ表裏両面ヲ見ルヘカラシムルモノ」と説明されている。

(72) 大臣官房総務課「重要雑録」大正八〜十年（識別番号二三二七九）大正九年第一号文書。

(73) 東宮御学問所については宮内庁編『昭和天皇実録 第二・同 第三』（東京書籍、二〇一五年）、宮内庁書陵部編修課・宮内庁書陵部図書課宮内公文書館編『皇室と御修学』（同部、二〇一一年）等を参照。

(74) 前掲註(73)『昭和天皇実録 第二』参照。

(75) 「重要雑録」大正七〜十五年（館史資料六八八）。帝室博物館の公文書類編纂・保管に関する件の他、貞明皇后と皇太子裕仁親王の東京帝室博物館行啓に関する書類等を収める簿冊。

(76) 「京都奈良両館録」大正六〜十一年（館史資料一八三三〜一八）。

(77) 「京都奈良両館録」大正十年（館史資料一八三七）。

(78) 「京都奈良両館録」大正九年（館史資料一八三六）には、「信貴山縁起絵巻」に先立ち、大正九年十二月五日に東宮御所から還付された美術品として「絹本着色吉祥天像板装 壹幀 奈良県生駒郡都路村 薬師寺」とある。

(79) 以下、「館史資料」について若干摘記しておく。まず、「大臣決議書類」大正九～昭和二年（館史資料二六一）は、帝室博物館会計上、帝室博物館総長立案、宮内大臣決裁を要する案件を中心とする書類綴。例えば大正十年を見ると、営繕費に関する書類が最多であり、他に京都・奈良両博物館の観覧料の増収に伴う社寺分与金の不足を第一予備金より支出する件を始め、歳計剰余金の繰り越し、動物園飼養動物の購入（虎一頭、一千五百円）、東京帝室博物館本館陳列品の購入（三重県飯南郡神戸村大字垣鼻より発掘された古金大判一枚・小判九枚等、一千五百二十円）に関する書類を収める。また、「上野公園ノ法律上ノ性質（不完）」大正九年（館史資料一六〇五）は、森の自筆文書を含み、前掲註（11）「資料紹介」森鷗外自筆原稿「上野公園ノ法律上ノ性質」を参照。なお、「行幸啓及皇族台臨録」大正九～十四年（館史資料二七五）は、マイクロフィルム不具合のため閲覧が叶わなかった。他の基本的な文書として、「進退録」「職員録」「列品録」「動物録」「例規録」「土地建物録」「埋蔵物録」「出版録」「鑑定日録」等がある。一方、「帝室本」の「鷗外遺稿博物館書目解題 未刊」（和三五九四）等の復刻が前掲註（11）「鷗外自筆 帝室博物館蔵書解題」である。

(80) 前掲註（73）『昭和天皇実録 第三』参照。

(81) 例えば、宮内大臣官房庶務課編『皇太子殿下海外御巡遊日誌』（同課、一九二三年）、二荒芳徳・澤田節蔵『皇太子殿下海外遊記』（朝陽社、一九二四年）、波多野勝『裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記』（草思社、一九九八年）等。

(82) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記」（識別番号八五四五六〇九）。

(83) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記 第一百十六章」（識別番号八五五六三）は、千葉県文書館と宮内公文書館の平成二十七年共催展にて展示された。千葉県文書館・宮内庁宮内公文書館編『皇室がふれた千葉×千葉がふれた皇室』（千葉県文書館、二〇一五年）を参照されたい。

(84) 『読売新聞』平成十六年三月十二日夕刊（四版）第一面に「文豪最古の動画 発見」「一九二一 歩く鷗外」「正装 前傾 三秒」の見出しで、日本映画社（当時）の「皇太子殿下海外遊実況」と題するフィルムに、この映像が見出されたことが報道された。前掲註（3）『評伝森鷗外』等にも紹介がある。

(85) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第三」（識別番号八五五九三）。

(86) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記 第一百七章」（識別番号八五五六四）及び同「皇太子殿下海外御巡遊記 第一百十八章」（識別番号八五五六五）。

(87) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第一」（識別番号八五五九一）。

(88) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第七」（識別番号八五五九七）。

(89) 侍従職「皇太子殿下海外御巡遊記外記 第十六」（識別番号八五六〇六）。

(90) 例えば、前掲註（2）（4）のほか、森憲二「森鷗外の結核―付弟篤次郎の剖検記録―」（『鷗外』第九一号、二〇一二年）、小金井良精（森の妹喜美子の夫）の「日記」大正十一年七月三～十二日条等（小金井良精『小金井良精日記 大正篇』クレス出版、二〇一五年）、倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記 第二巻（国書刊行会、二〇一二年）大正十一年七月八～十二日条等も参照。

(91) 大臣官房総務課「恩賜録六」大正十一年（識別番号二三三三六）第一三号文書。

(92) 前掲註（2）『鷗外愛用の品々』には、「病氣見舞品御下賜状」（登録番号一〇〇〇二七）が写真掲載されている。ちなみに、同書には、森が最後に外出した際に着用した服のポケットに入っていた名刺「帝室博物館総長兼図書頭 森林太郎」（登録番号一〇〇一〇一〇）の写真も見られる。

(93) 東宮職「贈賜録二」大正十一年（識別番号六八七八二）第一四〇号文書。

(94) 宗秩寮「位階録二」大正十一年（識別番号二二六八一）第九九号文書。

(95) 赤松俊秀・児玉幸多・竹内理三ほか編『日本古文書学講座 第九巻 近代編 I』（雄山閣出版、一九七九年）に当該文書の冒頭の写真掲載がある。

(96) 大臣官房秘書課「進退録二」大正十一年（識別番号二〇八六三二）第一八九号文書。

- (97) 「委蛇録」、前掲註(4)『父親としての森鷗外』等。
- (98) 大臣官房総務課「恩賜録五」大正十一年(識別番号二三三―五) 第五二号文書。
- (99) 調度寮「贈賜品録二」大正十一年(識別番号六九六〇―) 第六号文書。
- (100) 前掲註(93)「贈賜録二第一四〇号文書。また、宮内省側の対応等は、東宮職「日誌」大正十一年(識別番号二四六八〇) 七月九―十二日条も参照。
- (101) 前掲註(96)「進退録二第一九〇号文書。ちなみに、五味の旧蔵資料は、早稲田大学図書館所蔵資料の他、宮内公文書館にも「五味均平資料」がある(識別番号八五六二―四八)。
- (102) 前掲註(4)『父の帽子』。なお、森の「帝室主義」については、例えば森の遺言中の「宮内省陸軍皆縁故アレトモ、生死ノ別ル、瞬間アラユル外形的取扱ヒヲ辞ス、森林太郎トシテ死セントス」云々(『鷗外全集』第三八卷)とは直結しない志向と捉えるべきであろう。森の遺書は、前掲註(3)等を参照。
- (103) 大正八年に東京帝国大学を卒業して宮内属に任用された板沢武雄は、国史学専攻により図書寮編修課勤務実録掛を命ぜられた。板沢の回顧によると、出勤早々、森から一束の女房奉書の整理を命ぜられ、かつ外国関係文書の整理、分類カードの採り方等を手ずから教えられたといい、森の新採用職員に対する指導ぶりが垣間見える。また、森の発案で漢学者池田蘆洲から書経の講義を聴く会合が開かれ、板沢もこれを聴講したところ、森が誰よりもよく下読みをした上で最も多く質問したという。以上は森の図書頭としての学術性重視と職員管理に関する逸話として興味深く、板沢武雄「序にかえて」(同『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館、一九五九年)と丸山忠綱「板沢武雄先生追悼」(『法政史学』第一五号、一九六二年)に記されているが、森鷗外研究の中ではあまり知られていない回顧ではないか(池田の講義があったことは、前掲註(4)「森鷗外と図書寮」に記載あり)。なお、板沢は大正九年に図書寮編修官補に任ぜられ、翌年辞職した(のち学習院講師、同教授)。図書寮「進退録」大正八―十年(識別番号二二二―八) 大正八年第一四号文書・同九年第九号文書・同十年第三号文書、編修課「日

誌」大正八年(識別番号四八三三九) 九月二・六日条等を参照。

(104) 前掲註(3)『評伝森鷗外』及び加賀乙彦「鷗外と茂吉」(潮出版社、一九九七年)等によると、森は「医」としてよりも「文士」として評価されたことや、創作よりも翻訳を求められたことに満足しなかった。これは森が帝室博物館総長兼図書頭に就任する直前、大正五・六年に発表した随筆「空軍」と「なかじきり」(いずれも『鷗外全集』第二六卷)の記述から窺え、後者では自らの官歴に触れつつ「現在は何をしているか。わたくしは何もしていない。一閑人として生存している」とも述べている。

(105) 例えば、東宮職「行啓録七」明治三十三年(識別番号三〇二七七) 第三〇号文書には、同年十一月十二日付の東宮主事田直慈宛て第十二師団軍医部長森林太郎書翰(侍講本居豊穎を看護につき金三十円内賜の件)がある。ちなみに「自紀材料」同年十一月八日条の「中田直憲」の「憲」は誤記である。なお、森の自筆文書について、『読売新聞』平成二十九年一月四日夕刊第一面に「若き鷗外書簡確認」―「作家宛て 文学論争に言及」等の見出しで、明治二十四年に鷗外が饗庭篁村に宛てた『鷗外全集』未収録の書翰が確認された旨の報道があった。

〔附記〕 小稿の執筆における関係資料・文献の調査にあたり、東京国立博物館資料館、文京区立森鷗外記念館等に御世話をいただいた。ここに記して深甚なる謝意を申し上げたい。なお、本誌が発行される平成二十九年(二〇一七)は、森林太郎の帝室博物館総長兼図書頭就任一〇〇周年にあたる。

表1 「図書寮事務分掌規程」一覧表（図書頭森林太郎在任期）

大正6年2月24日制定	大正7年4月11日改正
庶務課庶務掛＝①機密、②職員の進退・身分、③官印の管守、④制規の立案及び審査、⑤皇統譜の登録、⑥世伝御料台帳の調製及び登録、⑦文書の往復・整理、⑧例規編纂、⑨皇室略牒の編纂、⑩図書の購入及び刊行、⑪庁舎の修繕、⑫寮内小者の取締、⑬構内の取締・宿直及び衛生、⑭統計報告、⑮寮史編纂、⑯人夫車馬の請求、⑰物品の保管・出納、⑱俸給及び旅費、⑲他の課掛に属せざる事項	庶務課庶務掛＝①機密、②職員の進退・身分、③官印の管守、④皇統譜の登録、⑤皇室略牒の編纂、⑥世伝御料台帳の調製及び登録、⑦文庫の取締、⑧制規の立案及び審査、⑨例規編纂、⑩文書の往復・整理、⑪図書の受入・購入及び刊行、⑫庁舎の修繕、⑬寮内小者の取締、⑭構内の取締・宿直及び衛生、⑮統計報告、⑯寮史編纂、⑰人夫車馬の請求、⑱物品の保管・出納、⑲俸給及び旅費、⑳他の課掛に属せざる事項
庶務課公文書掛＝①公文書類の編纂、②公文書類の装釘、③公文書類の引継、④公文書類のカード目録の調製、⑤公文書類目録の刊行	庶務課公文書掛＝①公文書類の編纂・出納、②公文書類の装釘、③公文書類の受入、④公文書類のカード目録の調製、⑤公文書類目録の刊行
編修課皇統譜掛＝①皇統譜の編修	編修課皇統譜掛＝①皇統譜の編修
編修課実録掛＝①天皇皇族王族及び公族実録の編修	編修課実録掛＝①天皇皇族王族及び公族実録の編修
図書課尚蔵掛＝①皇統譜及びその登録記録の尚蔵、②皇室典範の正本尚蔵、③詔書勅書及び皇室令の正本尚蔵、④世伝御料台帳及びその登録記録の尚蔵	図書課尚蔵掛＝①皇統譜及びその登録記録の尚蔵、②皇室典範の正本尚蔵、③詔書勅書及び皇室令の正本尚蔵、④世伝御料台帳及びその登録記録の尚蔵
図書課保管掛＝①図書及び公文書類の保管、②書架の調製・整理、③カード目録の調製・整理、④図書目録の刊行、⑤図書及び公文書類の防蠹、⑥図書及び公文書類の修理・改釘、⑦図書の引継、⑧蔵書印の管守	図書課整理掛＝①図書の整理、②書架の調製・整理、③カード目録の調製・整理、④図書目録の刊行、⑤図書の防蠹、⑥図書の修理、⑦蔵書印の管守
図書課出納掛＝①書庫の取締、②図書及び公文書類の出納、③図書及び公文書類の曝涼	図書課出納掛＝①図書の出納、②図書の曝涼

* 図書寮「例規録」大正6～7年に基づいて作成。

表2 図書頭森林太郎の在任中の動静、決裁・立案業務等の一覧表（大正10年を事例として）

月 日	森林太郎の動静 日記「委蛇録」及び書翰（抄出）	公文書名	文書番号	案 件	決裁・立案 (図書頭・総長)
1月1日	為賀正参内。詣東宮。訪閑院宮、中村宮相雄次郎、(○下略)				
1月3日	不参賢所。				
1月5日	三日来始観日。参内賜宴。東宮為主。				
1月6日	参寮。				
1月7日	参館。				
1月8日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：二条公爵家	決裁花押
1月9日	書翰1450長井行宛「日本書紀ハ小生モ只今少シ手ニカケ居候」				
1月10日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁 ー
1月11日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
1月12日	参館。				
1月13日	参寮。参省。見石原次官言事。				
1月14日	参館。				
1月15日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
1月16日	五味均平、(○中略)至。				
1月17日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁 ー
1月18日	参寮。				
1月19日	参館。				
1月20日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東大寺仏教図書館	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
1月21日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
1月22日	参寮。	図書寮「例規録」	第1号	喫煙場所ヲ限定スルノ件	決裁花押
1月24日	参館。	図書寮「公文録」	第1号	大臣官房総務課大正七年幸啓録以下十三冊領収ノ件	決裁 ー
		図書寮「公文録」	第2号	明治四十四年以前ノ公文書類引継方内蔵寮へ照会ノ件	決裁花押
1月25日	参寮。				
1月27日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：阿野子爵家	決裁花押
1月28日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：無窮会	決裁花押
1月29日	参寮。夜吉田増蔵至。				
1月31日	参館。				
2月1日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押
2月2日	参館。	図書寮「雑件録」	第1号	皇室略牒査閱方宗秩寮総裁へ依頼ノ件	決裁花押
2月3日					
2月3日?	参寮。	図書寮「公文録」	第3号	主殿寮明治十九年以降公文書類中保存ノ必要ナキモノ同寮へ返戻ノ件	決裁花押

2月4日	参館。				
2月5日		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣文庫	決裁花押
2月7日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京市立日比谷図書館	決裁 —
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：熊野若王寺神社	決裁花押
2月8日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：大覚寺塔頭芳春院	決裁花押
		図書寮「図書録」	第15号	大日本古文書家わけ第七、大日本史料第六編之十七、第十二編之二十二東京帝国大学文学部史料編纂掛ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
2月9日	参館。				
2月10日	参寮。	図書寮「図書録」	第16号	周易原論渡辺昭ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
2月11日	不詣賢所。				
2月12日	参寮。新聞紙載東宮紀事。				
2月14日	参館。				
2月14日?		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：熊野若王寺神社	決裁 —
2月15日	参寮。赴東宮別筵于赤坂離宮。夜五味均平至。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
2月16日	参館。				
2月17日	参寮。				
2月18日	参館。 書翰1455賀古鶴所宛「所謂「重大事件」ヤラ其他ニモ色々有之、(○中略)○イツカノ諡号ノ本ハ図書寮ニモ有之候、○井上君ハ東宮御所ニテ一寸面会イタシ候、重大事件ニテ昼夜来客アリ大繁忙ト申候、○重大事件ハ杉浦A→浪人B→衆愚C、AヨリBニ漏洩シBガCヲ使ヒタル者ニ候、(○下略)」	図書寮「公文録」	第4号	大臣官房総務課明治三十三年東宮御婚儀書類正本以下八冊領収ノ件	決裁 —
		図書寮「図書録」	第11号	親長卿記(文明八年ノ分)東京帝国大学文学部史料編纂掛へ貸付ノ件	立案花押
2月19日	参寮。往省。見前大臣中村氏雄次郎、大臣牧野伸顕。				
2月21日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁 —
2月22日	参寮。	図書寮「図書録」	第1号	法令全書主馬寮ヨリ引継ノ件	決裁 —
		図書寮「図書録」	第2号	幼学綱要一部七冊栃木県私立烏山中学校へ寄贈ノ件	決裁花押
2月23日	参館。				
2月24日	参寮。				
2月25日	参館。参内。賜午餐。依仁親王居首。				
2月26日	参寮。	図書寮「重要雑録」	第1号	庁舎新築ノ儀ニ付大臣へ上申ノ件	決裁花押
2月28日	参館。				
3月1日	参寮。				
3月2日	参館。	帝室博物館「正倉院録」	第1号	正倉院宝庫屋根修繕ニ付上申	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第2号	聖徳太子薨去ノ年月日ニ関シ諸陵頭へ回答ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁 —
3月3日	東宮発軀。赴西洋。予有微恙。不送行。				
3月4日	参館。吉田増蔵、(○中略)至。				
3月5日	参寮。有成会初集。*「有成会」は図書寮内に設けられた勉強と親睦を兼ねた会。				
3月7日	参館。				
3月8日	参寮。	図書寮「図書録」	第17号	現代叢書宮内事務官五味均平ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
3月9日	参館。				
3月10日	参寮。通刺於新次官関屋貞三郎。				
3月11日		図書寮「公文録」	第5号	内蔵寮明治二年ヨリ同八年ニ至ル宮内省経費統計表以下四千三百五十八冊領収ノ件	決裁 —
		図書寮「図書録」	第12号	親長卿記(文明七年ノ分)東京帝国大学文学部史料編纂掛へ貸付ノ件	立案花押
3月12日	参寮。				
3月14日	参館。	図書寮「図書録」	第3号	大日本古文書以下三十四冊諸陵寮ヨリ引継ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
3月15日	参館参寮。				
3月16日	参館。				
3月17日	参寮。	図書寮「図書録」	第4号	世古大和介編陵墓記以下十二部諸陵寮ヨリ引継ノ件	決裁花押
3月18日	参館。				
3月18日?		図書寮「雑件録」	第3号	再刊四庫全書ニ関スル件	決裁花押
3月19日	参寮。	図書寮「図書録」	第18号	西村山郡神社誌山形県西村山郡神職会ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押

3月20日	書翰1458賀古鶴所宛「○法隆寺へ宝物ヲ貸ストテ博物館ハ上ヲ下ヘノサワギニ候、黑板、正木ノ活動ノ余波ニ候、○諸陵寮ガ林野（龍ノ口）ニ同居シ図書寮ハ破屋ヲ独専スル光栄ヲ有シ候」				
3月21日	春季皇霊祭。不拝賢所。				
3月22日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
3月23日	参館。				
3月24日	参寮。	図書課「物品報告録」	番号付与なし	庁用物品受払報告ノ件	決裁花押
3月25日	参館。				
3月26日	参寮。				
3月28日	参館。				
3月29日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
3月30日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：無窮会	決裁花押
3月31日	参寮。				
4月1日	参館。				
4月2日	参寮。有成会。				
4月4日	参館。	帝室博物館「正倉院御物整理工程書」	第2号	奈良帝室博物館長ヨリ提出ノ大正九年中正倉院御物整理工程書宮内大臣ニ提出ノ件	立案花押
		図書寮「公文録」	第6号	大臣官房総務課大正六年李王殿下御上京一件書類以下二十三冊領収ノ件	決裁 —
4月5日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：諸陵寮	決裁花押
4月5日？	参寮。	帝室博物館「正倉院録」	第1号	正倉院宝庫屋根修繕ノ件	稟議花押
		図書寮「雑件録」	第4号	田中英五郎ヨリ奉呈ニ係ル大日本帝国姓氏録補正編纂ニ関スル請願書（写）	決裁 —
		図書寮「雑件録」	第4号 合級、但し番号付与なし	聖徳太子ニ諡号請願ノ件	決裁花押（写）
4月6日	参館。展覧信実三十六歌仙図。				
4月7日	参寮。	図書寮「図書録」	第5号	広文庫二冊諸陵寮ヨリ引継ノ件	決裁花押
4月8日	参館。	図書寮「公文録」	第7号	下総御料牧場外山分場明治二十四年以降ノ公文書類中保存ノ必要ナキモノ同場へ返戻ノ件	決裁花押
4月9日	参寮。				
4月11日	参館。石原健三、（○中略）至。	図書寮「図書録」	第19号	万葉集新考卷九下正宗敦夫ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
4月12日	参寮。聖駕還自薬山。	図書寮「公文録」	第8号	内大臣府大正九年進退録一冊領収ノ件	決裁花押
4月13日	参館。				
4月14日	参寮。	図書寮「雑件録」	第5号	皇室略牒配付ノ件	決裁花押
		図書寮「雑件録」	第6号	御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革資料山県枢密院議長其他へ送付ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：藝華院	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
4月15日	参館。				
4月16日	参寮。往宮相室剛正主上病状書。				
4月18日	参館。	図書寮「雑件録」	第7号	大正十一年ニ於テ施行ヲ要スル廉立タル工事ナキ旨内匠寮へ回答ノ件	決裁 —
4月19日	参寮。				
4月20日	参館。				
4月21日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：妙法院（京都市）	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：専修寺（三重県）	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：青蓮院	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：勤修寺	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：聖護院	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：専修寺（三重県）	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：安藤家	決裁花押
4月22日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：靈鑑寺	決裁花押
4月23日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：実相院	決裁花押
4月23日？	参寮。	図書寮「図書録」	第20号	専修寺史要専修寺ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 —
4月25日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：勤修寺	決裁 —
4月26日	参寮。				
4月27日	参館。				
4月28日	参寮。				
4月29日	牧野宮相仲頼招飲於築地精養軒。				
4月30日	以為帝室制度審議会御用掛故、賜午餐。				
5月1日	参館。以展視二十五菩薩図等也。				
5月2日	参館。				
5月3日	参寮。令浄書帝諡攻。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
5月4日	参館。				
5月5日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
		図書寮「図書録」	第21号	伝教大師伝、山家遺桂延暦寺ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押

5月6日	参館。				
5月6日?		図書寮「雑件録」	第8号	物集高見ノ著述事業ニ対シ援助請願ノ件(写)	決裁花押(写)
5月7日	参寮。有成会。	図書寮「図書録」	第22号	原政及国際論、奥州弘前旧城図同本丸建物図、揆音假字用格、安親集外崎覚ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
5月9日	参館。				
5月10日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押
5月11日	参館。				
5月12日	参寮。	図書寮「図書録」	第13号	菅家遺誡外五冊東京帝国大学文学部史料編纂掛へ貸付ノ件	立案花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁 —
5月13日	参館。秋山光夫至。				
5月14日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁 —
5月16日	参館。夕餐于牧野宮相官舎。	図書寮「雑件録」	第9号	元写字生御門鑑紛失ノ旨警察部へ通牒ノ件	決裁 —
5月17日	至牧野第投刺。参寮。	図書寮「図書録」	第23号	桓武天皇宸影写真以下八点東京帝国大学文学部史料編纂掛事務主任史料編纂官辻善之助ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
5月18日	参館。				
5月19日	参寮。				
5月20日	参館。				
5月21日	参寮。				
5月23日	参館。				
5月24日	参寮。	図書寮「雑件録」	第10号	熊野宮信雅王ノ系統ニ関シ調査課長へ回答ノ件	決裁花押
5月25日	参館。	図書寮「公文録」	第9号	主殿寮大正九年宮殿録以下十一冊領収ノ件	決裁花押
5月26日	参寮。				
5月27日	参館。				
5月28日	参寮。				
5月30日	参館。伊東子巳代治延予於園亭。言天子世次事。				
5月31日	参寮。				
6月1日	参館。				
6月2日	参寮。	図書寮「図書録」	第24号	日本詩話叢書文会堂書店ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
6月3日	参館。				
6月4日	参寮。有成会。				
6月6日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁 —
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣文庫	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：下御霊神社	決裁花押
		図書寮「図書録」	第25号	日本書紀古本集影国学院大学内日本書紀撰進千二百年記念会ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 —
6月7日	参寮。				
6月8日	参省。見閑屋次官言事。参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押
6月8日?		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
6月9日	参寮。	図書寮「雑件録」	第11号	上宮太子御忌日ニ関シ本願寺築地別院輪番へ回答ノ件	立案花押
6月10日	参館。				
6月11日	参寮。	図書寮「皇統譜録」	第1号	恒憲王殿下御結婚ニ付登録ノ件	立案花押
		図書寮「皇統譜録」	第2号	従二位公爵九条道実五女敏子恒憲王殿下ニ御婚嫁ニ付登録ノ件	立案花押
6月13日	参館。(○中略) 閑屋次官招飲於華族会館。牧野宮相巡視三年町麿舎。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
6月14日	参寮。				
6月15日	参館。				
6月15日?		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：輪王寺(下谷区)	決裁 —
6月16日	往宮内郎言事。参寮。	図書寮「公文録」	第10号	内匠寮大正九年例規録以下十八冊領収ノ件	決裁花押
6月17日	参館。				
6月18日	参寮。				
6月20日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：鷹司公爵家	決裁 —
6月21日	参寮。	図書寮「雑件録」	第12号	村上家事蹟取調ノ上調査課長事務取扱へ回答ノ件	決裁花押
6月22日	参館。				
6月23日	参寮。	図書寮「公文録」	第11号	主殿寮警察部大正九年進退録以下四冊領収ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：寛永寺	決裁花押
		図書寮「皇統譜録」	第1号	恒憲王殿下御結婚ニ付登録ノ件	登録済・副本登録済花押
		図書寮「皇統譜録」	第2号	従二位公爵九条道実五女敏子恒憲王殿下ニ御婚嫁ニ付登録ノ件	登録済・副本登録済花押
6月24日	東宮賜物。参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁 —
6月24日?		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁 —
6月25日	参寮。不詣椒房。				
6月27日	参館。赴帝室制度審議会。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：輪王寺(日光町)	決裁 —
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：宗秩寮	決裁 —
6月28日	参寮。				
6月28日?		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣文庫	決裁 —
6月29日	参館。				
6月30日	参寮。				
7月1日	参館。				
7月2日	参寮。有成会。				

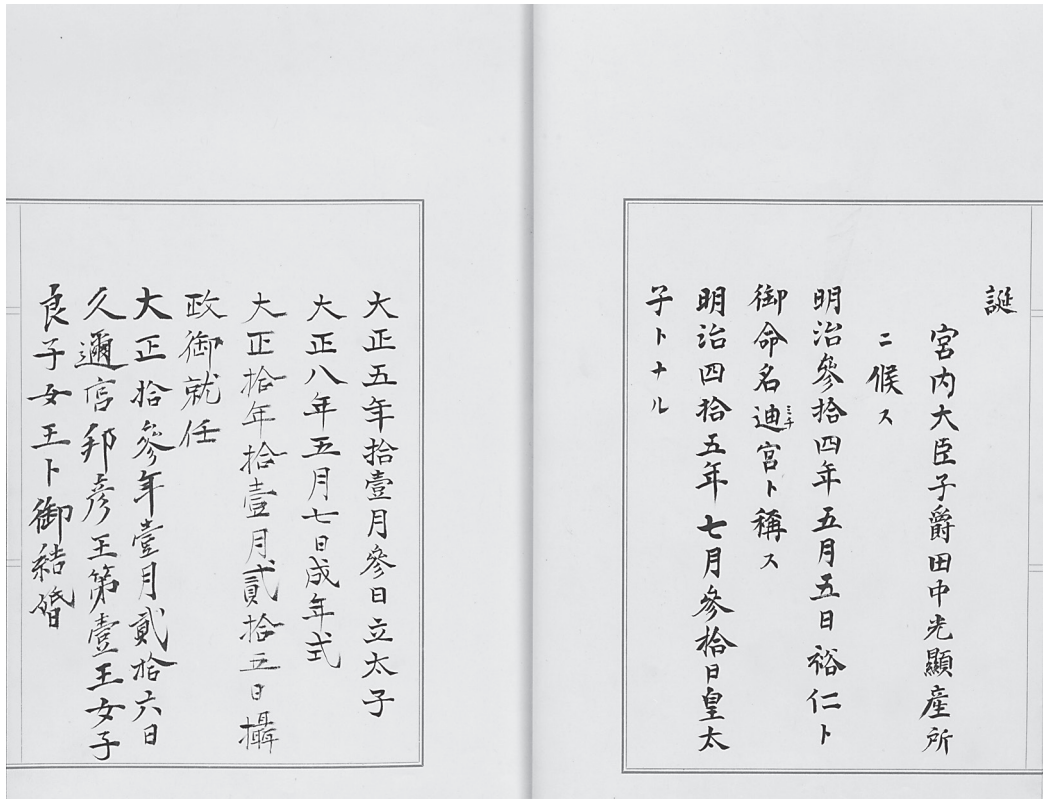
7月4日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
7月5日					
7月5日？	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁 一
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁 一
7月6日	参館。	図書寮「公文録」	第12号	女子学習院大正九年学生録以下十八冊領収ノ件	決裁花押
7月7日	参寮。				
7月8日	参館。				
7月9日	参寮。				
7月11日	参館。	図書寮「図書録」	第29号	古事記通俗講義美濃部伴郎ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
7月12日	参寮。 書翰1465賀古鶴所宛「寛斎画幅之事御相談相成候故博物館へ御寄附之御趣意書ヲ作り官相ノ印ヲモラヒ置キ、他日物論ノ用心仕度申上候処熟考之上御取止ト相成候」	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押
7月13日					
7月13日？	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：輪王寺（日光町）	決裁花押
		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
7月14日	参寮。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部史料編纂掛	決裁花押
7月15日	参館。夕赴帝室制度会。				
7月16日	参寮。				
7月18日					
7月18日？	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁 一
7月19日	参寮。				
7月20日	参館。				
7月21日	参寮。				
7月22日	参館。				
7月23日	参寮。帝室制度会。儀制令成。				
7月25日					
7月25日？	参館。	図書寮「図書録」	第30号	正倉院楽器の調査報告帝室博物館ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
7月26日	古社寺保存会。				
7月27日	参館。				
7月28日	参寮。				
7月29日	参館。				
7月30日	明治天皇祭。不詣賢所。				
8月1日	参館。				
8月2日	参寮。				
8月3日	参館。				
8月4日	参寮。				
8月5日	五味均平至。				
8月6日	参寮。				
8月7日	五味均平至。				
8月8日	参館。遣五味均平于関屋次官貞三郎処。交付訪書議案。				
8月9日	参寮。本多辰次郎至。				
8月10日	参館。牧野宮相使関屋告予訪書議不行。				
8月11日	参寮。				
8月12日	参館。				
8月14日	出京。入上総鷗荘。与妻・杏奴・類同宿。*この日から家族と共に千葉県下、日在の鷗荘に滞在。				
8月20日	秋山光夫自東京来訪。				
8月24日		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：帝国図書館	決裁 一
8月25日		図書寮「図書録」	第10号	正倉院宝庫図複製方西東書房七条愷ヨリ願出ニ付聴許ノ件	立案承知
		図書寮「図書録」	第31号	桐のひと葉、桐のひと葉後集畑田春郷ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 一
		図書寮「図書録」	第32号	地藏十輪経元慶点財団法人啓明会ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 一
		図書寮「図書録」	第33号	井上頼国翁小伝田辺勝哉ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 一
8月27日	夜還京。*鷗荘から帰京。				
8月29日	往宮内省。言事関屋次官貞三郎。				
8月30日	参寮。復椿山荘。言富士文書神皇紀事。				
9月1日	参寮。野口金吾持貞愛親王命旨。求予削正。				
9月2日	参館。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁 一
9月3日	迎儲君子横浜。謁見于艦室。午後再謁見于儲宮。				
9月5日	参館。	図書寮「図書録」	第34号	独語松平乗承ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 一
9月6日	参寮。五味均平至。	大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第105号	帝室博物館総長ヨリ正倉院曝涼ノ儀並拝観期間御治定上申ノ件	上申総長印
9月6日？		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁花押

9月7日		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝室博物館	決裁花押
9月8日	五味均平又至。				
9月9日	参館。				
9月10日	参寮。	図書寮「雑件録」 図書寮「図書録」	第13号 第35号	寒巖禪師ニ関シ諸陵寮ヘ回答ノ件 秋碧吟盧詩鈔久保得ニヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押 決裁花押
9月12日	参館。長崎武藤長藏始来見。谷井 濟一來言朝鮮古蹟之事。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：東京帝国大学文学部 史料編纂掛	決裁 —
9月13日	会于文相第。議展覽會事。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：有栖川宮	決裁 —
9月14日	参館。				
9月15日	参寮。 書翰1470賀古鶴所宛「○当方春宮 御帰リノ後何モ表面ニアラハレタ ル事モ無之候」				
9月16日	参館。皇儲夕賜餐于赤阪離宮。				
9月17日	参寮。武藤長藏来寮閱書。				
9月19日	参館。				
9月19日？		図書寮「図書録」	第36号	藤霞亭遺稿室田英哉ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
9月20日					
9月20日？	参寮。	大臣官房総務課「正 倉院御物拝観録」	第106号	正倉院御物拝観、同曝涼ニ付官報々告及外務大臣 秘書官ヘ通牒ノ件	決裁花押
9月21日	参館。				
9月22日	参寮。				
9月23日	不拝賢所。				
9月24日	参寮。有成会。	図書寮「公文録」	第13号	学習院大正九年式事録以下十五冊領収ノ件	決裁 —
9月26日	参館。関屋次官言汰冗員事。	図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課	決裁花押
9月27日					
9月27日？	参寮。	図書寮「図書録」	第37号	高野版の研究水原堯榮ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
9月28日	参館。				
9月29日					
9月29日？	参寮。	大臣官房総務課「正 倉院御物拝観録」	第108号	東京帝国大学史料編纂嘱託黒板勝美外四名拝観願 出許可ノ件	決裁花押
9月30日	参館。訪大谷正男於宮内省而言事。				
10月1日	参館。再訪大谷正男。又与関屋貞 三郎言。				
10月3日	参館。				
10月4日	参寮。				
10月5日		図書寮「図書録」	第6号	布告全書二冊式部職ヨリ引継ノ件	決裁 —
10月6日	議展画事于文相官邸。	図書寮「公文録」 図書寮「公文録」	第14号 第15号	調度寮大正六年商工録以下百五十八冊領収ノ件 主筆寮大正八年進退録以下九冊領収ノ件	決裁 — 決裁 —
10月7日	参館。				
10月8日	参寮。				
10月10日	参館。往鑑画場。				
10月11日	参寮。賜午餐於宮中。饒遣米使也。 子坐原首相敬与立作太郎之間。				
10月12日	参館。				
10月13日	参寮。				
10月14日	参館。観展画。				
10月15日					
10月15日？	参寮。	図書寮「尚蔵録」	第1号	大正九年度公布ノ皇室令正本並同附属書類、皇族 降下ニ関スル施行準則正本並同附属書類及芳唐王 殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルノ書類ヲ調査 課ヨリ領収ノ件	決裁花押
10月18日		図書寮「例規録」	第2号	公文書類編纂ノ儀ニ付皇后宮大夫ヘ通牒ノ件	決裁花押
10月18日？	参寮。	図書寮「実録編修 録」 大臣官房総務課「正 倉院御物拝観録」	第2号 第109号	堀河紀子、甘露寺尚子、今城重子、坊城神子ノ薨 去ノ年月日及送葬ノ年月日並場所ヲ堀河子爵家外 三家ヘ照会ノ件 文部省国語調査嘱託大矢透正倉院御物聖語蔵経卷 拝観願出許可ノ件	決裁 — 決裁花押
10月19日	参館。				
10月20日	参寮。	図書寮「図書録」 図書寮「図書録」 図書寮「例規録」	第14号 第14号 第3号	図書借入ニ関スル往復書類：龍光院 図書借入ニ関スル往復書類：聖護院 図書寮備人名稱細別認可ノ件	決裁 — 決裁 — 決裁花押
10月21日	参館。				
10月22日	参寮。泣有成会。				
10月23日	観展画。				
10月24日	儲君観展画。送其旋駕而後参館。				
10月25日					
10月25日？	参寮。	図書寮「実録編修 録」	第3号	羽黒山開山ニ照見菩薩ノ諱号下賜ニ関シ輪王寺ヘ 照会ノ件	決裁花押
10月26日	参館。				
10月27日	参寮。				
10月28日	参館。	図書寮「公文録」	第16号	主馬寮大正八年御料車馬録以下八十八冊領収ノ件	決裁花押
10月29日	参寮。往省見牧野宮相与関屋次官。 言六国史事並帝室世次事。 書翰1473桂五十郎宛「虫明墓表並 帝諡考早速御覽被下忝奉存候」	図書寮「公文録」	第17号	帝室会計審査局大正五、六、七年度公文書類領収 ノ件	決裁花押
10月31日	不参賀。夕發東京駅。				

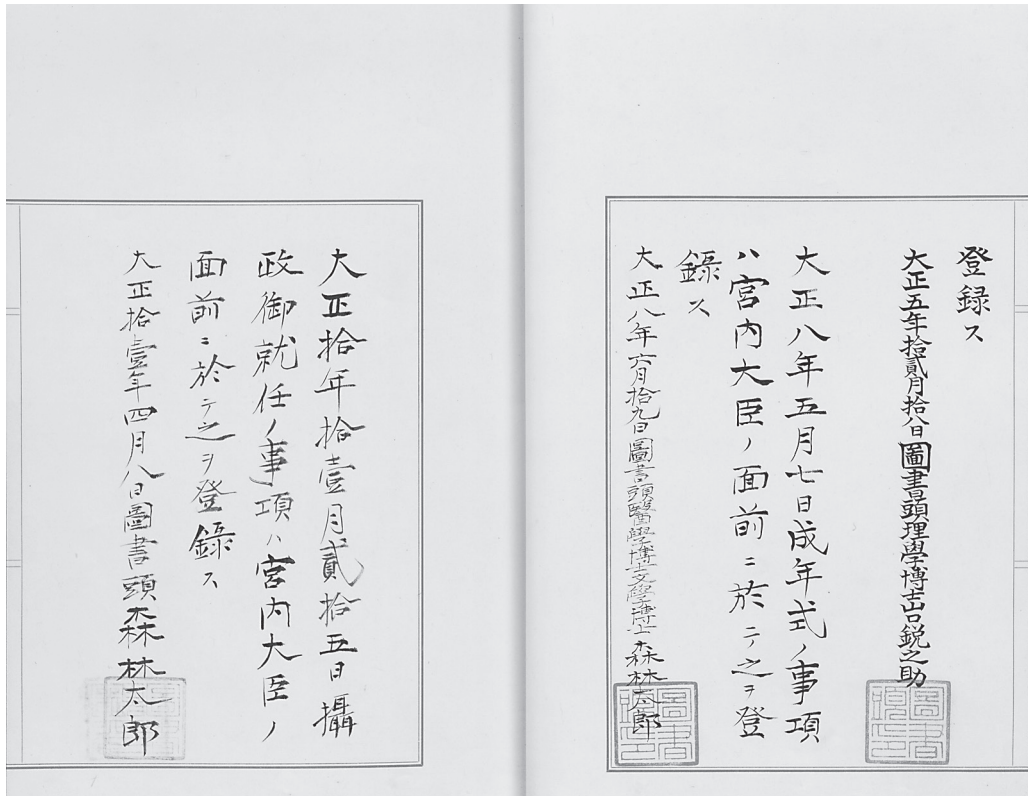
11月1日	至京都下車。関於市。午時入奈良官舎。 書翰1475森茂子宛「十一月一日午後奈良ニテ「委蛇録」〔毎日書イテキル日記〕ヲ「ボール」箱ニデモ入レテイタマヌヤウニシテ送ツテ下サイ」／書翰1476森於菟・森富貴宛「十一月一日夕於奈良博物館官舎」				
11月2日	開正倉扉。 書翰1478森杏奴宛「ケフオクラガアキマシタ」	図書寮「図書録」 大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第14号 第111号	図書借入ニ関スル往復書類：内閣記録課 正倉院十一月二日御開封済上申ノ件	決裁 ー ー
11月3日	検仮面。	図書寮「実録編修録」	第1号	羽黒山開山ニ照見菩薩ノ諡号ヲ賜リシ記録荒沢寺へ照会ノ件	決裁 ー
11月4日	検仮面如昨。				
11月5日	自此延客入倉。粟屋謙、正宗敦夫、黒板勝美入倉。検仮面糞。				
11月6日	参院。				
11月7日	参院。中川忠順入倉。 書翰1481森シゲ子宛「奈良ニ来ルトキ团伊能ノ西洋ノ博物館ヲマハツタ報告ヲ持ツテ来タ厚イ一冊ヲナホスノニ五日ノ晩マデカカツタ、文ハ下手デモ頭ガ好イカラ面白イ、コレハ博物館デ出板スル事ニナル、○ソレガヤツトスムト図書寮カラ帝諡考（天子ノオクリナノカムガヘ）ノ校正刷ガ八十ページ来タ、昨晚（六日夜）一時マデニソレヲ校正シテシマツタ、（○中略）○原サンハ先日ノ宮中ノ午餐ガ暇乞ニナツタ」	図書寮「図書録」	第8号	京都桜橋財団目の物享有資格者名簿下橋敬長ヨリ領収ノ件	決裁 ー
11月8日	乗電車往大阪。関於市。	図書寮「図書録」	第7号	婦女鑑外三点名古屋市立図書館へ寄贈ノ件	決裁 ー
11月8日？	書翰1484森於菟宛「雨デ休ダカラ大阪へ古本ヲ買ヒニ往ツタ」	図書寮「雑件録」	第14号	空也上人ニ関シ諸陵寮ニ回答ノ件	決裁 ー
11月9日	乍晴乍雨。早閉倉。				
11月10日	橋本進吉、林若吉入倉。小宮三保松亦入焉。				
11月11日	谷森真男、結城貞松入倉。 書翰1486森茂子宛「○奈良ハ毎日天気ガ好イノデオ倉ニ出ルダケダ」				
11月12日	参院。				
11月13日	佐佐木安五郎、柳宗悦夫妻、志賀直哉入倉。				
11月14日	太田喜二郎、長谷川栄作入倉。				
11月15日	筒井寛聖、金子元臣、山内多門、後藤良入倉。				
11月16日	吉川霊華入倉。				
11月17日	上田万年、川合芳三郎、喜多（ママ）貞吉、五味均平入倉。				
11月18日	赴京都博物館。観楽陶會及東寺列品。 書翰1493森杏奴宛「博物館カラオ金ノワタツタコトヲカイタ手紙ガ来タトカアサンニ言ツテオクレ」	図書寮「図書録」 図書寮「図書録」	第14号 第38号	図書借入ニ関スル往復書類：閑院宮 和蘭及外国関係図書並物品目録杉浦丘園ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁 ー 決裁 ー
11月19日	正木直彦、福井利吉郎、長原孝太郎、姉崎正治入倉。 書翰1494森茂子宛「昨日（十一月十九日）まで拝観人が来て」				
11月20日	掃除三倉。田中勘兵衛来見。 書翰1494森茂子宛「今日（二十日）跡の掃除をした」				
11月21日	封倉。雨。夕發奈良。 書翰1494森茂子宛「京都から侍従さんが来て勅封をする。それで御用済みになる」／書翰1495森杏奴宛「才倉ニ天子サマノ封印ヲスルト奈良ノ御用ガオシマヒニナル」	大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」	第112号	正倉院十一月二十一日御開封済上申ノ件	ー
11月22日	朝入東京。参省復命。 書翰1494森茂子宛「（二十二日）の朝東京へかへることになる」				
11月24日	詣春宮謝賜。（○中略）参省。見閑屋次官。聞明日議撰政事。参察。				
11月25日	参館。				
11月26日	東宮告撰政事於賢所。予亦参列焉。午後閣東宮。 書翰1494森茂子宛「○東宮御所には帰つてからお札に何ほう」				
11月28日	参館。	図書寮「公文録」	第18号	新冠御料牧場明治十一年本課文移録以下七百九十九冊領収ノ件	決裁 ー
11月29日	参察。	帝室博物館「正倉院録」	第2号	聖語藏経巻修理ノ件	立案花押
11月30日	参館。				
12月1日	参察。				
12月1日？		図書寮「図書録」	第14号	図書借入ニ関スル往復書類：帝国図書館	決裁 ー

12月2日	参館。				
12月3日	参省。見次官言事。参寮。泄有成会。				
12月5日	参館。				
12月6日	参寮。一訪問屋次官。而議買正倉院前地事。再訪而議帝世事。				
12月7日	参館。				
12月8日	参寮。				
12月9日	参館。				
12月10日	参寮。久保田鼎自京都至。				
12月11日	秋山光夫率堀口瑞典來見。				
12月12日	参館。 書翰1496賀古鶴所宛「○役所ハ頃日雜事増集イタシ候、就中上野ハ大更迭ニ相成候」				
12月13日	参寮。				
12月14日	参館。				
12月15日	参寮。				
12月15日?		図書寮「例規録」	第5号	図書寮詰給仕ノ宿直廃止ノ件	決裁花押
12月16日	参館。				
12月17日	参寮。				
12月19日	河村董齋撰政下軍人令旨案而至。 参館。				
12月20日	参寮。				
12月21日	参館。				
12月22日	参寮。				
12月23日	参館。				
12月24日	参寮。				
12月26日		図書寮「図書録」	第9号	平安通志以下二百一冊並洋書「ライブラリー」以下百九十一冊内匠寮ヨリ引継ノ件	決裁花押
12月26日?	参館。	図書寮「図書録」	第40号	神戸市史本編総説神戸市役所ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
		図書寮「図書録」	第41号	大雲院文書写真大雲院住職佐藤徳善ヨリ寄贈ニ付領収ノ件	決裁花押
12月27日	午後参寮。				
12月28日	参館。饗僚属。				
12月29日	参内。謝賜脯。				
12月31日	五味均平來告西遊。				

- ※1. 検討の対象とした文書は、大正10年の図書寮「図書録」・同「例規録」・同「公文録」・同「皇統譜録」・同「尚蔵録」・同「実録編修録」・同「重要雑録」・同「雑件録」・同「物品報告録」の他、同年の帝室博物館「正倉院録」・同「正倉院御物整理工程書」及び大臣官房総務課「正倉院御物拝観録」に絞った。宮内公文書館には、他に例えば図書寮の人事関係文書として図書寮「進退録」・同「職員録」があるが、小稿では検討対象から外した。また、大正10年の簿冊の中に大正9年や同11年の文書が綴じ込まれている場合や、大正11年等の簿冊に同10年の文書が綴じ込まれている場合が散見されるが、小稿では検討対象には入れていない。
- ※2. 「月日」について、森の決裁文書は決裁日、立案文書は立案日。決裁文書で決裁日の記載がなく立案日等で推測の場合は「?」を付して区別した。
- ※3. 「森林太郎の動静」について、「委蛇録」は『鷗外全集』第35巻から帝室博物館総長兼図書頭の職務に関する記載を中心に抄出・引用した。森林太郎の書翰は『鷗外全集』第36巻から抄出・引用した（書翰の番号は、同書に付されたもの）。
- ※4. 「文書番号」及び「案件」について、同日かつ同じ公文書簿冊の場合は、編綴された順に従う原則とした。また、「案件」名の表記は、原則として各簿冊の本文及び巻頭の目録に拠ったが、若干改めた箇所もある。
- ※5. 「決裁・立案」について、決裁・立案等の文書で森の押印・花押のないものは「一」で示し、「承知」とあるものはその旨を記載した。
- ※6. 決裁・立案文書でないもの、稟議印のないものは一部の事例以外を除外した。また、別紙などの附属書類は紙幅の都合上、原則として除外したが、図書寮「図書録」所収の「図書借入ニ関スル往復書類」は個々の文書を時系列にして借入先を記載した。
- ※7. *を付して一部註記等を記入した。

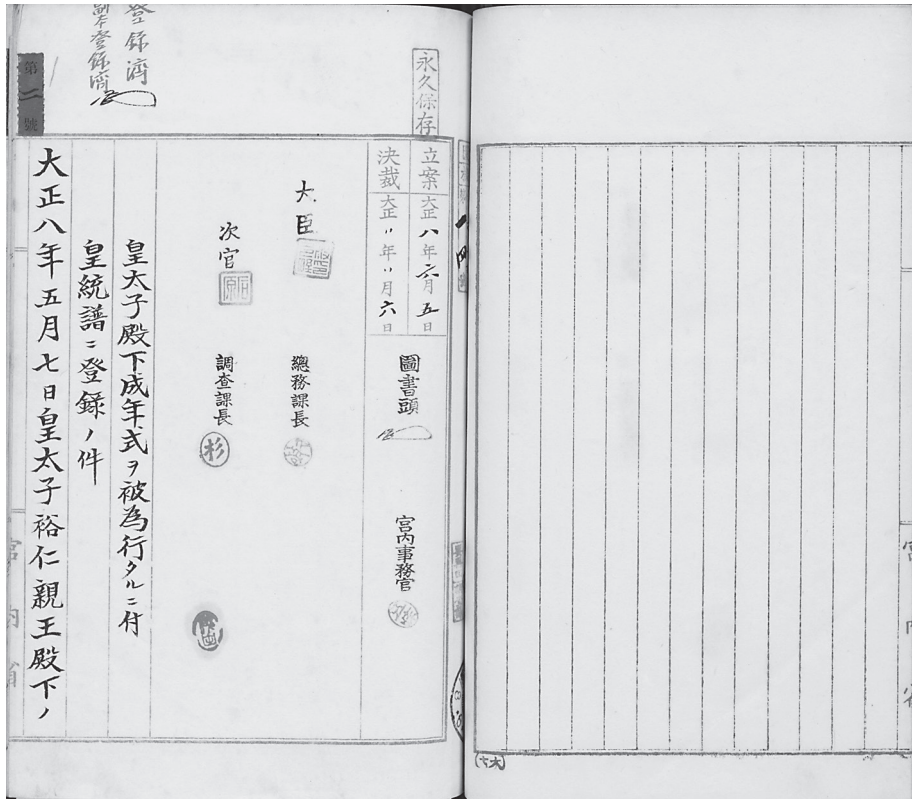


1

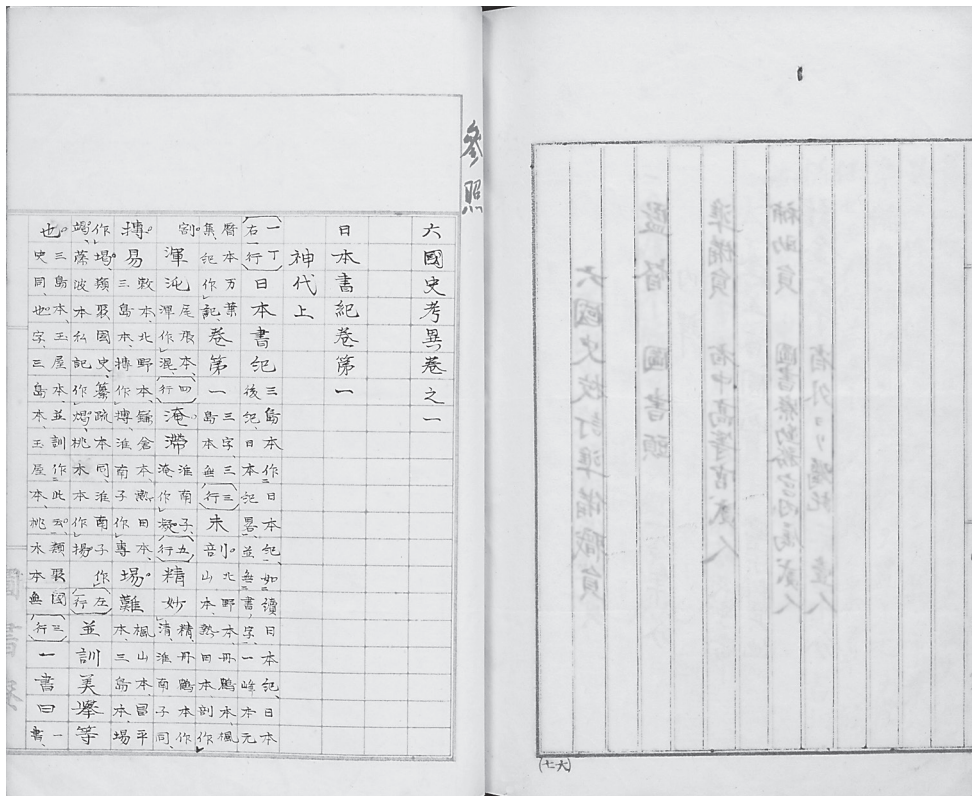


2

図版A 図書寮「皇統譜 皇室籍」(識別番号50003)
 1は、図書頭森林太郎が登録した皇太子裕仁親王の成年式と攝政就任。2は、その記録。
 いずれも森の自筆。



図版B 圖書寮「皇統譜録」大正6~10年（識別番号2671）
皇太子裕仁親王の成年式につき皇統譜登録の件決裁文書。森林太郎の花押がある。



図版C 大臣官房総務課「重要雑録」大正7年（識別番号23278）
「六国史考異卷之一 日本書紀卷第一」原稿見本の冒頭部分。